資料編

１．2020（令和2）年度　新型コロナウイルス関連事項 …… 76

２．全修協宣言文【緊急アピール】「修学旅行の灯は消さないで」 …… 77

３．文部科学省発出文書（抜粋） …… 78

４．観光庁「Go Toトラベル事業」 …… 107

５．修学旅行受入自治体及び輸送機関の取組 …… 116

６．日本旅行業協会（JATA）の取組 …… 151

※文中の［　　］は，補足説明。

＜資料1＞ 2020(令和2)年度 新型コロナウイルス関連事項

中国内陸部の湖北省武漢市で2019年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が複数確認された。ＷＨＯ（世界保健機関）の検査の結果「ＳＡＲＳ」「ＭＥＲＳ］「鳥インフルエンザ」とは違った新型のウイルスの可能性は否定できないと発表。1月には患者から新型のコロナウイルスが検出されたことを確認。以後、世界的な感染へと拡大していく。

以下、２０２０（令和２）年度の新型コロナウイルスの関連事項を一部抽出した。これら事象が、教育現場に大きな影響を与え、授業、学校生活はもちろん「修学旅行」のような学校行事にも困難な対応を求めていくこととなった。

2020（令和2）年度　新型コロナウイルス関連年表（一部抽出）

2019	12月	中国湖北省・武漢市で原因不明の肺炎患者確認	
2020	1月16日	国内初の感染者を発表	
	2月5日	「ダイヤモンド・プリンセス号」横浜沖で14日間の船上隔離	
	2月13日	国内初の死者確認、感染経路不明事例相次ぐ	第1波
	2月27日	首相が全国の学校に臨時休校要請	
	3月12日	ＷＨＯが世界の流行状況を「パンデミック」認定	
	3月25日	東京・小池知事緊急会見　週末の外出自粛を要請	
	4月3日	世界の感染者100万人突破	
	4月7日	政府が緊急事態宣言を発出（7都府県対象に5月6日まで）	
	4月16日	政府が緊急事態宣言を全国に拡大	
	4月18日	国内感染者1万人突破	
	5月4日	緊急事態宣言5月31日まで延長決定	
	5月20日	夏の全国高校野球大会　戦後初の中止決定	
	6月19日	都道府県を跨ぐ移動の自粛要請緩和	第2波
	6月28日	世界の感染者1000万人突破	
	7月22日	「Go Toトラベル」キャンペーン始まる	
	10月	ヨーロッパで感染急拡大	第3波
	11月	日本国内感染者数過去最多更新が続く	
	11月18日	米ファイザーが”ワクチンの有効性95%”と発表　緊急使用許可申請へ	
	11月30日	「モデルナ」も米当局に新型コロナワクチンの緊急使用許可申請	
	12月3日	大阪府「医療非常事態宣言」重症患者急増で不要不急の外出自粛も要請	
	12月6日	ロシアモスクワで新型コロナワクチンの大規模接種始まる	
	12月15日	Go Toトラベル全国一時停止	
	12月17日	東京都「年末年始コロナ特別警報」発出	
	12月18日	新型コロナワクチン厚生省が2月下旬の接種開始準備を指示	
	12月20日	ＷＨＯ「英ほか3か国で変異ウイルス確認」	
	12月23日	コロナから回復した人の抗体を集め国際的な治験始まる	
2021	1月7日	1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）緊急事態宣言	
	1月13日	7府県（大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木）にも緊急事態宣言　合わせて11都府県に	
		外国人の入国全面停止	
	1月27日	世界の感染者1億人を超える	
	4月以降	第4波～	

＜資料2＞ 全修協宣言文【緊急アピール】「修学旅行の灯は消さないで」

当協会では、２０２０（令和２）年６月１２日に修学旅行実施支援のため、全修協宣言文【緊急アピール】「修学旅行の灯は消さないで」を発出した。

【緊急アピール】修学旅行の灯は消さないで

―コロナウイルスに負けない創造的修学旅行を―

さわやかな季節を迎えておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。残念ながら、まだまだ新型コロナウイルス感染症は収束しておりませんが、皆様方の健康を祈念してやみません。

さて、長い休校状態を脱して学校が再開されましたが、新型コロナウイルス感染症の防止のために教育活動は大きな制約を受けています。自治体によっては年内の宿泊行事中止を通知している場合もあり、全国的に修学旅行の延期や中止の事態が生じています。そのため、「修学旅行を知らない子どもたち」が誕生してしまう危惧さえあります。

修学旅行は、学校単独では実施できない稀有で貴重な教育活動です。旅行会社、交通機関、宿泊・食事施設、見学・体験施設等々様々な分野の方々の協力があって初めて成立します。各事業機関では感染防止のためのそれぞれガイドラインを作成していますが、ＪＡＴＡ日本旅行業協会では、修学旅行に特化した「手引き」を作成しました。この「手引き」と文部科学省の「学校再開ガイドライン」、これらの項目を徹底順守することによって、安全・安心で充実した創造的修学旅行を実現していただきたいものと思っています。

修学旅行は他国にあまり類例を見ない、日本独特の、そしてほぼすべての日本人が共通体験する、日本人の旅の原風景でもあります。
現状では、非常に制約の多い修学旅行にならざるを得ませんが、教室では得られない数々の学びを付加することによって、「学びの集大成」である修学旅行をぜひ実現していきたいものであると、切に願っています。

私たちの協会は、これからも関係諸機関と密接に連携をとり、学校・児童生徒の皆様の立場にたって、より良い修学旅行の実現に向けて鋭意努力をしてまいります。皆様方の英知をいただきながら、この困難を乗り切っていきます。

2020(令和2)年6月12日

公益財団法人 全国修学旅行研究協会
理事長　　岩瀬　正司

＜資料3＞ 文部科学省発出文書（抜粋）

＜掲載資料＞

■ 令和2年3月24日発出　令和２年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）＜P79～92＞　※修学旅行関連頁 P89
文部科学事務次官　藤原　誠

■ 令和2年5月21日発出　新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（5月21日時点）＜P93～101＞　※修学旅行関連頁 P97、99～101
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

■ 令和2年6月4日発出　「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第１版）」について＜P102＞
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

■ 令和2年6月26日発出　修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について＜P103、104＞
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

■ 令和2年10月2日発出　修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について＜P105、106＞
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

これら、文部科学省発出文書は、随時発出され、修学旅行実施に向けての指標となった。
「修学旅行は、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたい」との考えを一貫して届け続けている。

令和２年度の発出文書の中で、重要と思われる文書を一部抜粋して掲載した。

元文科初第１７８０号
令和２年３月２４日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長　殿
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原　誠

（印影印刷）

令和２年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における
教育活動の再開等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し，２月 28 日に文部科学省から小学校等の一斉臨時休業を要請しました（令和２年２月 28 日付け元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知）。３月 19 日の文部科学大臣メッセージでもお伝えしていますが，各学校の設置者におかれては，急な要請であったにも関わらず，地域や学校の実情を踏まえ，適切かつ迅速に臨時休業等の措置を講じて頂いたことに対し，感謝申し上げます。

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和２年３月 19 日））においては，春休み明け以降の学校再開に当たっては，多くの子供たちや教職員が，日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと，またこの観点から，地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また，日々の学校現場における「３つの条件が同時に重なる場」を避けるため，①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底，②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮，③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど，保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに，咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

なお，今後，日本のどこかの地域で，爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が生じた場合には，別途，国からその発生状況や必要な対応を示すこととなります。

これを踏まえて，３月 20 日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において，内閣総理大臣から，新学期を迎える学校の再開に向けて，具体的な方針を，できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。

学校では，日常において，３つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠です。このため，学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（別添１）を作成しましたので，各学校におかれては，手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など，万全の感染症対策を講じた上で，新学期を始める準備を行っていただくようお願いします。

なお，上述した専門家会議の状況分析・提言においては，日本国内の感染の状況について，爆発的な感染拡大には進んでおらず，引き続き，持ちこたえているものの，一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみていても，今後，地域において，感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し，こうした地域が全国に拡大すれば，どこかの地域を発端として，爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた，一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に，変わりありません。このような認識を前提として，各学校においては，各地域の感染状況を十分踏まえながら，春季休業期間中はもとより，新学期以降も，引き続き十分な警戒を行い，感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

今後も，学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には，当該学校の臨時休業の必要性について，都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上，検討いただくことになります。臨時休業を行う際の参考となるよう，「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（別添２）を作成しましたので，御活用ください。

今般の前例のない一斉臨時休業に際し，各学校や学校の設置者においては，家庭での学習環境を整えて頂くなど，様々な制約の中で，できる限りの御尽力を頂いたところでありますが，学びや生活の面で児童生徒等に様々な課題が生じていることと承知しています。学校再開に当たっては，学校や地域の実態に応じて，例えば，学年末に実施できなかった特定の単元の定着を図ったり，学びに向き合う前提となる生活のリズムを整えたりすることなどが考えられます。また，当初予定していた授業や学校行事等の年間計画を見直す学校も出てくることが予想されます。

令和２年度は，通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に，一斉臨時休業を踏まえたきめ細かな対応が求められるため，教職員の負担は例年と比べても大きくなることから，学校の設置者におかれましては，学習指導員や部活動指導員等の外部人材を活用しつつ，教職員の業務の適正化等に十分御留意ください。文部科学省としても，政府一体となって，今般の一斉臨時休業に伴い生じた様々な課題に適切に対応すべく，今後とも必

要な措置を講じてまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み，大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して，都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて，その設置する学校に対して，国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して，文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して，厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお，本通知は，地方公共団体については，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第１項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

また，「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和２年２月 25 日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課，初等中等教育局健康教育・食育課，高等教育局高等教育企画課事務連絡）については本通知をもって廃止します。

別添１

令和２年３月２４日

Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和２年３月 19 日））においては，日本国内の感染の状況について，爆発的な感染拡大には進んでおらず，引き続き，持ちこたえているものの，一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみていても，**今後，地域において，感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し，こうした地域が全国に拡大すれば，どこかの地域を発端として，爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない**」と分析されています。**地域ごとの状況に応じた，一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に，変わりありません**。このような認識を前提として，各学校においては，各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域，②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域，③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら，**春季休業期間中はもとより，新学期以降も，引き続き十分な警戒を行い，感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。**

１．保健管理等に関すること

（１）感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは，「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ，以下のような取組を行うこと。

１） 感染源を絶つこと

次の方法により，発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については，自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ◎ **家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認**
- ◎ **登校前に確認できなかった児童生徒等については，保健室等での検温及び風邪症状の確認**

２）感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

（参考）手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）

また，学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え，教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち，特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）は，適宜，消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例）次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点
次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合，次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後，水拭きを行う。消毒を行うときは，十分に換気を行うなど，使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。
漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合，原液 25 mL（漂白剤のキャップ１杯）を２Ｌの水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

３）抵抗力を高めること

免疫力を高めるため，十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下，「専門家会議」という。）が３月９日に示した見解[1]によれば，これまで集団感染が確認された場に共通するのは，

・換気の悪い密閉空間であった
・多くの人が密集していた
・近距離での会話や発声が行われた

という**３つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため，**この３つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける**ことが重要である（図参照）。

専門家会議が３月 19 日に示した提言[2]では，この「『３つの条件が同時に重なる場』を避けるため，

① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

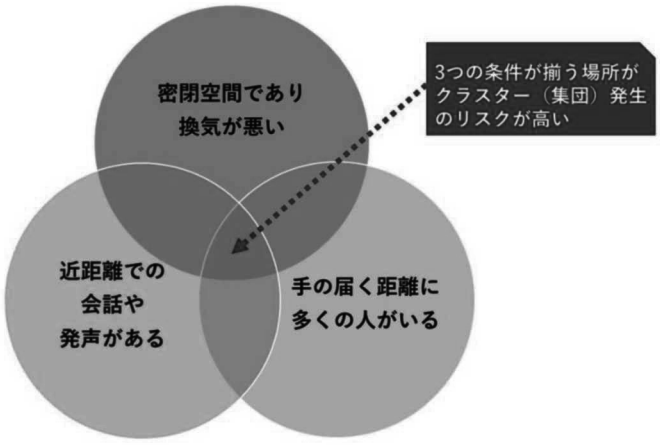

など，保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。

---

[1] 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和２年３月９日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf

[2] 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年３月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

この専門家会議の提言を踏まえ，学校においては以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば２方向の窓を同時に開けること)。その際，衣服等による温度調節にも配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり，学校教育活動上，近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから，飛沫を飛ばさないよう，咳エチケットの要領でマスク※を装着するなどするよう指導すること。

※なお，手作りマスクの作成方法については，子どもの学び応援サイト等を参考
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（２）出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には，各学校において，当該児童生徒等に対し，学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお，後者の場合において，出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は，感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間とする。

また，児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは，自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては，「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで，校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合，指導要録上も「欠席日数」とはせずに，「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお，医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては，「**（３）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について**」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては，当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって，学習に著しい遅れが生じることのないよう，「**２．学習指導に関すること**」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

（３）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下，「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが，医療的ケア児の中には，呼吸の障害を持ち，気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く，重症化リスクが高いことから，医療的ケア児が在籍する学校においては，地域の感染状況を踏まえ，主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上，医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また，基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等[注]（以下，「基礎疾患児」という。）についても，地域の感染状況を踏まえ，主治医や学校医に相談の上，登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について
糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方，透析を受けている方，免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では，新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。
（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和２年３月 11 日版）」 の，「問 19 基礎疾患のある患者について，診療を行う上での留意点はありますか？」）の回答から抜粋）

これらにより，登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては，「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで，校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせずに，「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって，医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては，当分の間，自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し，感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど，一層の感染対策を行うことが求められること。また，校外活動等に際しては，医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため，共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど，注意すること。

（４）海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は，政府の要請に基づく２週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で，健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお，検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

（※）「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」（３月 21 日現在）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1-1

＜検疫強化対象地域＞
（注：下線は，2020 年３月 21 日午前０時（日本時間）から追加）
東アジア：中国，韓国の全域（３月９日午前０時から追加）
ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国（アイスランド，イタリア，エストニア，オーストリア，オランダ，ギリシャ，スイス，スウェーデン，スペイン，スロバキア，スロベニア，チェコ，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，ハンガリー，フィンランド，フランス，ベルギー，ポーランド，ポルトガル，マルタ，ラトビア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク），アイルランド，アンドラ，英国，キプロス，クロアチア，サンマリノ，バチカン，ブルガリア，モナコ，ルーマニアの全域
中東：イランの全域
アフリカ：エジプトの全域

＜入管法に基づく入国制限対象地域＞
（注：下線は，2020 年３月 19 日午前０時（日本時間）から追加）
＜中国＞湖北省，浙江省
＜韓国＞大邱広域市，慶尚北道（清道郡，慶山市，安東市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡，軍威郡）
＜イラン・イスラム＞ギーラーン州，コム州，テヘラン州，アルボルズ州，イスファハン州，ガズヴィーン州，ゴレスタン州，セムナーン州，マーザンダラン州，マルキャズィ州，ロレスタン州
＜イタリア＞ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州，ピエモンテ州，マルケ州，ロンバルディア州，ヴァッレ・ダオスタ州，トレンティーノ＝アルト・アディジェ州，フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州，リグーリア州
＜サンマリノ＞全ての地域
＜スイス＞ティチーノ州，バーゼル＝シュタット準州
＜スペイン＞ナバラ州，バスク州，マドリード州，ラ・リオハ州
＜アイスランド＞全ての地域

（５）心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から，児童生徒等の状況を的確に把握し，健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして，心の健康問題に適切に取り組むこと。

（６）感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年３月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

Ⅲ.提言等

２．市民と事業者の皆様へ

（２）感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されません。誰もが感染者，濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては，個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が，差別等されることのないよう，市民等は高い意識を持つことが求められます。

２．学習指導に関すること

（１）一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い，児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって，学習に著しい遅れが生じることのないよう，可能な限り，令和２年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること，家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に，令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には，必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。とりわけ，今春進学する児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については，当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに，実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただきたいこと。

（２）補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は，児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に，以下の点について留意していただきたいこと。

- 学期中に補充のための授業を実施するなど，令和２年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- 各設置者等の判断で，長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条，

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条等），その際，児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに，各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど，教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また，週休日である土曜日に授業を行う場合には，教職員の勤務日及び勤務時間について，各地方公共団体の条例等に則り，適切に振り替えを行うことが必要となること。）

・　30 文科初第 1797 号平成 31 年３月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）[3]の趣旨・内容についても，引き続き踏まえること。

なお，文部科学省から各教科書発行者に対して，各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう，各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているので，必要に応じて参照いただきたいこと。

（３）各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても，本ガイドライン１．（１）に示す感染症対策を講じるとともに，それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては，指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

３．入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては，３月９日の専門家会議で示されている３つの条件が重なることのないよう，感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても，その実施に際し，上記３つの条件が重なることのないよう，地域の感染状況等も踏まえ，それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり，延期したりする等の対応を行うこと。

特に，修学旅行については，その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき，当面の措置として取り止める場合においても，中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお，海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は，諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況，日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況，海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ，外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに，十分に御

[3] https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm

検討をいただくようお願いしたいこと。

４．部活動に関すること

部活動の実施に当たっては，地域の感染状況等も踏まえ，３月９日の専門家会議で示されている３つの条件が重ならないよう，実施内容や方法を工夫すること。部活動は，生徒の自主的，自発的な参加により行われる活動であるが，生徒の健康・安全の確保のため，生徒だけに任せるのではなく，教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに，部室等の利用に当たっては，短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また，生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は，部活動への参加を見合わせ，自宅で休養するよう指導すること。

５．学校給食に関すること

学校給食を実施するにあたっては，「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は，下痢，発熱，腹痛，嘔吐等の症状の有無，衛生的な服装をしているか，手指は確実に洗浄したか等，給食当番活動が可能であるかを毎日点検し，適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

また，給食当番はもとより，児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては，飛沫を飛ばさないよう，例えば，机を向かい合わせにしない，または会話を控えるなどの対応が考えられること。

６．公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

公立学校の教職員については，教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや，発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること，教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど，各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行うこと。

なお，教職員が勤務するに当たっては，地域や学校の実情に応じて，在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進すること。また，教職員が学校へ出勤しない場合においては，在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

７．放課後児童クラブ，放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

学校を再開する場合でも，放課後児童クラブ，放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは，一定のスペースを確保することが必要である。

このため，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず，手続は不要であり，積極的に学校施設の活用を推進すること。

また，放課後等デイサービスについて，放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも，当面の間，報酬を請求することを認めるので，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，積極的に施設の活用を推進すること。

なお，地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

８．その他

（１）公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し，公立高等学校及び特別支援学校等において，今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により，児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し，入学料，授業料，受講料，寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して，各教育委員会においては，各地方公共団体における入学料等の免除，減額及び猶予に関する制度等も踏まえて，配慮すること。

（２）私立学校における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し，今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により，私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し，入学料，授業料，受講料，寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して，都道府県私立学校主管部課においては，各私立学校において学納金の免除，減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたいこと。また，私立学校の行う学納金の減免に対し，適切な支援を行うことが望まれること。

（３）就学援助等に関すること

入学や新学期開始に際し，就学援助等の認定及び学用品費，学校給食費等の支給について，以下の点に配慮すること。

・家庭や学校の状況等により，やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど，可能な限り柔軟な対応を

行うこと。また，新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し，年度の途中において認定を必要とする者については，速やかに認定し，必要な援助を行うこと。

・なお，必要に応じて，国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

（４）高校生等への修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し，以下の点に配慮留意すること。

・高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については，各学校や高校生等の状況に応じ，申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。高等学校等就学支援金については，新型コロナウイルス感染症の影響により，生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には，高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

・また，新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の中途において家計急変した高校生等に対し，①公立高等学校等に在学する高校生等については，文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援），私立高等学校等に在学する高校生等については，同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し，授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。こうした高校生等に対する修学支援について，各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど，生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

・奨学金を必要とする高校生等に対しては，可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

・更に，卒業年次の高校生等については，次年度の進路決定にあたり，経済的理由により修学を断念することがないように，高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免），日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等，大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

事　務　連　絡
令和２年５月２１日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課　御中
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月２１日時点）

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施については，「令和２年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和２年３月２４日付け文部科学事務次官通知）及び「「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について」（令和２年４月１７日付け文部科学事務次官通知）等により随時その留意事項等について示してきました※。

これらに関しては，更に「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａ（５月１３日時点）」（令和２年５月１３日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡別紙）を示していましたが，今般，別紙のとおり更新しましたので参考としてください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み，大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して，都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて，その設置する学校に対して，国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して，文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して，厚生労働省担当課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いします。

※これまで文部科学省より示してきたガイドライン等につきましては以下の文部科学省ホームページを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html

＜本件連絡先＞
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
ＴＥＬ：０３－５２５３－４１１１（内線４６７８）

別紙

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａ

（令和２年５月２１日時点）

＜目次＞

※下線を引いている問が前回から更新、追加したものとなります。

Ⅰ　学校再開について

【保健管理等に関すること】

問１　３つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。
問２　手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。
問３　手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。
問４　児童生徒等の健康管理はどのように行うか。
問５　学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。
問６　感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。
問７　児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。
問８　新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかはわからないものの、発熱で学校を休んだ児童生徒等の再登校のための基準はあるか。【新規】
問９　換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。
問１０　窓のない部屋ではどうしたらよいか。
問１１　体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。
問１２　消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。
問１３　学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。
問１４　どのような場面でマスクをすればよいか。
問１５　学校においてマスクが足りない場合、国から送付されたものが余る場合にはどのように対処すべきか。
問１６　手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないか。
問１７　手指用の消毒液が足りない場合、学校においてどのように対処すべきか。
問１８　マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。
問１９　海外から帰国した児童生徒が２週間の自宅等での待機を要請された場合、その期間は欠席となるのか。
問２０　患者が出た際の文部科学省への報告はどのようにしたらよいのか。
問２１　スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。また、スクールバスの運行に当たって国からの支援はあるのか。
問２２　児童生徒等の定期の健康診断はどのように実施すればよいか。
問２３　教職員の健康診断はどのように実施すればよいか。
問２４　職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。

【心のケア等に関すること】

問２５　学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

問２６　感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

【学習指導に関すること】

問２７　臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

問２８　本年度新たに入学した児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。

問２９　進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができていなかった場合に、本年度の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

問３０　令和２年２月までに前学年における指導事項を全て終えており、３月は前学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところである。この場合においても、令和２年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。

問３１　補充のための授業を行う時数を確保するために、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。

問３２　令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるためにどのような工夫が考えられるか。

問３３　臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、本年度に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。

問３４　新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、そのような場合、留学の単位認定はどのように行うか。

問３５　本年度から全面実施される新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。

問３６　各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。

問３７　感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、今年度は実施できないのか。

問３８　新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域における学校においても、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習指導は実施できないのか。

問３９　職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。
問４０　学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。
問４１　実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。
問４２　令和２年度の全国学力・学習状況調査はどうなるのか。
問４３　令和２年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はどうなるのか。

【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】
問４４　入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。
問４５　修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。
問４６　修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。
問４７　海外への修学旅行や研修旅行について。
問４８　運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。
問４９　３月２４日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、（略）それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

【部活動に関すること】
問５０　部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。
問５１　部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。
問５２　今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。
問５３　学校再開に伴う部活動改革の推進について。

【学校給食に関すること】
問５４　給食当番など配食を行う児童生徒にマスクは必要か。
問５５　給食の会食時の留意事項はあるか。

【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】
問５６　学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

【放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること】
問５７　学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。

問５８　国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

【幼稚園等に関すること】

問５９　幼稚園が教育活動を再開する場合、どのようなことに留意すればよいのか。

問６０　幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和２年５月１５日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるか。【新規】

問６１　幼稚園において、長期休業期間を短縮したり週休日等を活用したりして、幼稚園教育要領を踏まえた活動を行うことを検討しているが、可能か。【新規】

【子供の安全確保に関すること】

問６２　学校教育活動再開後の登下校時の安全確保について。【更新】

ス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況・学校現場の負担軽減等を踏まえ、今年度は中止することといたしました（令和２年４月１７日付けスポーツ庁次長通知「令和２年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について」）。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内２６４９）

【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

問４４　入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。

○　入学式や始業式を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるなどの工夫を講じていただきたいと思います。

＜感染拡大防止の措置＞
- 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞
- 参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、
  保護者を別会場とする等）
- 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）

担当：初等中等教育局教育課程課（内２９０３）

問４５　修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。

○　修学旅行の実施については、感染防止対策を最優先としていただき、３月９日の専門家会議で示されている３つの条件が重なることのないよう、学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただきますようお願いします。

○　その上で、当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただ

くなどの配慮をお願いしたいと考えております。

○　なお、令和２年５月１日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」に示した通り、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況下においては、学校や教育委員会等の学校設置者において適切な対応をお願いします。

担当：（国内の修学旅行）初等中等教育局児童生徒課（内２３８９）
　　（海外の修学旅行）総合教育政策局教育改革・国際課（内３４８７）

問４６　修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。

○　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための政府による学校一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等については、令和 2 年度補正予算に計上されている「修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援」の対象となっており、保護者の経済的な負担軽減を図るため、一定の要件を満たす場合、国が支援することとしています。

○　令和２年４月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能ですので、各自治体の財政担当部署と調整の上、活用について検討をお願いします。

担当：（国内の修学旅行）初等中等教育局児童生徒課（内２３８９）
　　（海外の修学旅行）総合教育政策局教育改革・国際課（内３４８７）

問４７　海外への修学旅行や研修旅行について。

○　現在、外務省から、新型コロナウイルス感染症のため、全世界に危険情報レベル２（不要不急の渡航は止めてください。）が発出されております。また、海外各国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています。加えて、我が国の水際対策として検疫体制も強化されています。

　したがって、海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際

の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に御検討をいただくようお願いします。

（参照１）「海外安全ホームページ」（外務省ホームページ）
https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/
（参照２）「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」（外務省ホームページ）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
（参照３）「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

担当：総合教育政策局教育改革・国際課（内３４８７）

問４８　運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

○　運動会等の実施に当たっては、３月９日の専門家会議で示されている３つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。

○　特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。

○　また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内２６７４）

問４９　３月２４日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、（略）それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年５月 14 日）を踏まえて、関係団体が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第１版）」について周知するものです。

事　務　連　絡
令和２年６月４日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課　　御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条
第１項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに
基づく国内修学旅行の手引き（第１版）」について

このたび、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年５月 14 日）を踏まえて、一般社団法人日本旅行業協会等によって、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第１版）」（以下「手引き」という。）が別添のとおり作成されましたので、お知らせいたします。

修学旅行の実施については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年５月 25 日変更　新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和２年５月 22 日）、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、学校や学校設置者において適切に判断いただき、実施に際しては手引き等を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いします。

＜本件連絡先＞
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話：03-5253-4111（内線 2389）

修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について周知するものです。

事　務　連　絡
令和２年６月２６日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課　　御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条
第１項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について

修学旅行の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に判断いただいているところですが、このたび、修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際して、お困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いします。

また、修学旅行等については、Go Toトラベル事業（以下「本事業」という。）の対象としておりますので、旅行業者等を通じて御活用いただきますようお願いします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いします。

記

１．修学旅行の相談窓口の設置等について

関係団体に御協力いただき、以下のとおり修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際し、旅行計画の変更や宿泊施設等に関してお困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いします。

また、観光庁から別添１「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」（令和２年６月２６日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）のとおり、関係団体を通じて旅行業者に対して、各学校の事情等を踏まえて柔軟に対応

するよう依頼しておりますので、旅行業者に対してもあわせて御相談ください。

（旅行計画の変更に関する相談窓口）
・公益財団法人日本修学旅行協会：03-5640-8061
・公益財団法人全国修学旅行研究協会：03-5275-6651
（国立の青少年教育施設への宿泊や自然体験活動の提供に関する相談窓口）
・独立行政法人国立青少年教育振興機構：03-6407-7752
※別添２「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」参照

２．Go To トラベル事業の活用について

国内の修学旅行や研修旅行等については、本事業を活用することができますので、保護者の経済的負担軽減を図るためにも、本事業の活用も御検討いただきますようお願いします。

本事業は、別添３「Go To トラベル事業（概要）」のとおり、宿泊・日帰り旅行代金の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンが付与されるものです。

なお、本事業の開始時期等が決まりましたら、事業の具体的な申請方法等について、改めてお知らせいたします。

＜添付資料＞
別添１　「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」
（令和２年６月２６日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）
別添２　「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」
別添３　「Go To トラベル事業（概要）」

＜本件連絡先＞
【修学旅行に関する相談窓口】
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話：03-5253-4111（内線 2389）
【Go To トラベル事業に関する相談窓口】
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）
電話：03-5253-8111(内線：27-310)

修学旅行等の実施に向けた配慮をお願いするものです。

事　務　連　絡
令和２年１０月２日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課　　御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条
第１項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について

修学旅行等の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に御判断いただいているところと思います。

今年度未実施の学校におかれては、かねてよりお願いしているとおり、修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、当面の対応として修学旅行等の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取り止めた場合においても、改めて実施することを検討したりするなどの配慮をお願いします。

延期扱いとする場合においては、年度末の３月末日までの実施を検討するよう最大限の配慮をお願いします。当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、感染の拡大防止策を適切に講じた上で、近距離での実施や旅行日程の短縮など実施方法の適切な変更等について御検討いただくなどの配慮をお願いします。

また、１０月１日から東京都発着も含め全国の旅行が Go To トラベル事業の対象となりました。修学旅行等は、特例として令和３年３月までに実施する旅行も対象となり得ますので、具体的な旅行の日程と同事業による割引の可否については旅行業者等や Go To トラベル事務局と適宜御相談いただきますようお願いします。

修学旅行等の実施にあたっては、「修学旅行等における Go To トラベル事業の活用等について」（令和２年９月２５日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）でお知らせした「２．修学旅行等に関する参考情報」に加え、全国にある国立青少年教育施設も宿泊施設等として利用できますので、別添資料を参考にしてください。また、旅行業者等との契約にあたっては、標準旅行業約款等に基づき、適切に御対応いただきますよ

うお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行等を中止や延期したことにより発生したキャンセル料等については、各自治体の判断により、今年度補正予算に計上されている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能ですので、必要に応じ、活用について御検討いただきますようお願いします。

＜添付資料＞

別添　国立青少年教育施設を修学旅行で利用してみませんか？

※独立行政法人国立青少年教育振興機構のサイトにて、修学旅行等のモデルプランを紹介しています。https://www.niye.go.jp/training/shugakuryokou/

※修学旅行等での利用にあたっては、機構版 FAQ も参考にしてください。
https://www.niye.go.jp/training/shugakuryokou/shugakuryokoufaq.html

＜本件連絡先＞
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話：03-5253-4111（内線 2389）

＜国立青少年教育施設について＞
独立行政法人国立青少年教育振興機構
電話：03-6407-7752（広報担当）

＜Go To トラベル事業に関する相談窓口＞
電話①：0570-017345
電話②：03-6747-3986
（受付時間：10 時～19 時 ※年中無休）

＜資料4＞ 観光庁「Go Toトラベル事業」

「Go Toトラベル事業」
　ウィズコロナの時代において、「社会経済活動」と「感染拡大防止」の両立を図っていくため、「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着させることを目的とする。
　事業に参加する観光関連事業者と旅行者の双方において、互いに着実に感染拡大防止策を講じることを求めるものである。【日本旅行業協会（JATA）】

　２０２０年７月２２日よりスタートした本事業は、修学旅行にも適用されるということで、新型コロナウイルス感染予防対策のための費用等にも充当され、修学旅行実施の一助になった。
（３密回避のための、貸切バス増台費用、宿泊ホテルの増室費用への補填等）

＜掲載資料＞

■ 令和2年6月26日発出　　「修学旅行の実施に向けての対応」について（周知依頼）＜P108～111＞
観光庁参事官（旅行振興）

※同日、文部科学省初等中等教育局児童生徒課からも【事務連絡】修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用についてを発出

■ 「Go Toトラベル事業」概要＜P112～115＞　　観光庁

別添１

事　　務　　連　　絡
令 和 ２ 年 ６ 月 ２ ６ 日

（一社）日本旅行業協会　御中

観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。
また貴協会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国各地への修学旅行について中止や延期を決定、又は検討している学校が多数あると承知しております。

このことについて、令和２年３月２４日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、修学旅行については中止ではなく延期扱いとすることを要請する通知が発出されました。

また貴協会を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実践していくための「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成いただいたところですが、これについて令和２年６月４日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、周知のための通知が発出されております。

つきましては、貴協会におかれましても新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に配慮し、各学校における修学旅行の適切な実施に向けてご協力頂くとともに、修学旅行の日程や訪問先、宿泊先の変更等、学校側の相談に柔軟にご対応いただきますよう、貴協会の会員に対して、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本依頼に併せ、別添のとおり、各教育委員会等を通じて、Go To トラベル事業の活用について、各学校等に周知を図っておりますので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

事　　務　　連　　絡
令 和 ２ 年 ６ 月 ２ ６ 日

（一社）全国旅行業協会　御中

観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。
また貴協会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国各地への修学旅行について中止や延期を決定、又は検討している学校が多数あると承知しております。

このことについて、令和２年３月２４日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、修学旅行については中止ではなく延期扱いとすることを要請する通知が発出されました。

また一般社団法人日本旅行業協会を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実践していくための「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成いただいたところですが、これについて令和２年６月４日に文部科学省から都道府県教育委員会等に対して、周知のための通知が発出されております。

つきましては、貴協会におかれましても新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に配慮し、各学校における修学旅行の適切な実施に向けてご協力頂くとともに、修学旅行の日程や訪問先、宿泊先の変更等、学校側の相談に柔軟にご対応いただきますよう、貴協会の会員に対して、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本依頼に併せ、別添のとおり、各教育委員会等を通じて、Go To トラベル事業の活用について、各学校等に周知を図っておりますので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について周知するものです。

事　務　連　絡
令和２年６月２６日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について

修学旅行の実施については、それぞれの実情等を踏まえて、各学校や学校設置者において適切に判断いただいているところですが、このたび、修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際して、お困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いします。

また、修学旅行等については、Go Toトラベル事業（以下「本事業」という。）の対象としておりますので、旅行業者等を通じて御活用いただきますようお願いします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いします。

記

１．修学旅行の相談窓口の設置等について

関係団体に御協力いただき、以下のとおり修学旅行の相談窓口を設置しましたので、修学旅行の実施に際し、旅行計画の変更や宿泊施設等に関してお困りのことがありましたら、御相談いただきますようお願いします。

また、観光庁から別添１「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」（令和２年６月２６日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）のとおり、関係団体を通じて旅行業者に対して、各学校の事情等を踏まえて柔軟に対応

するよう依頼しておりますので、旅行業者に対してもあわせて御相談ください。

（旅行計画の変更に関する相談窓口）
・公益財団法人日本修学旅行協会：03-5640-8061
・公益財団法人全国修学旅行研究協会：03-5275-6651
（国立の青少年教育施設への宿泊や自然体験活動の提供に関する相談窓口）
・独立行政法人国立青少年教育振興機構：03-6407-7752
※別添２「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」参照

２．Go To トラベル事業の活用について

国内の修学旅行や研修旅行等については、本事業を活用することができますので、保護者の経済的負担軽減を図るためにも、本事業の活用も御検討いただきますようお願いします。

本事業は、別添３「Go To トラベル事業（概要）」のとおり、宿泊・日帰り旅行代金の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンが付与されるものです。

なお、本事業の開始時期等が決まりましたら、事業の具体的な申請方法等について、改めてお知らせいたします。

＜添付資料＞
別添１　「修学旅行の実施に向けての対応について（周知依頼）」
（令和２年６月２６日付け観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）
別添２　「国立青少年教育施設を宿泊利用してみませんか？」
別添３　「Go To トラベル事業（概要）」

＜本件連絡先＞
【修学旅行に関する相談窓口】
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話：03-5253-4111（内線 2389）
【Go To トラベル事業に関する相談窓口】
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）
電話：03-5253-8111(内線：27-310)

＜資料4＞

Go To トラベル事業

国土交通省 観光庁
Japan Tourism Agency　Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Go To トラベル事業

○ **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**１／２相当額**を支援。
○ 一人一泊あたり**２万円が上限**（日帰り旅行については、**１万円が上限**）。
○ **連泊制限**や利用回数の**制限なし**。
○ 支援額の内、①**７割程度**は**旅行代金**の**割引**に、②**３割程度**は**旅行先**で使える**地域共通クーポン**として付与。
○ 開始時期は**感染症の専門家の意見等も伺いつつ、検討**。

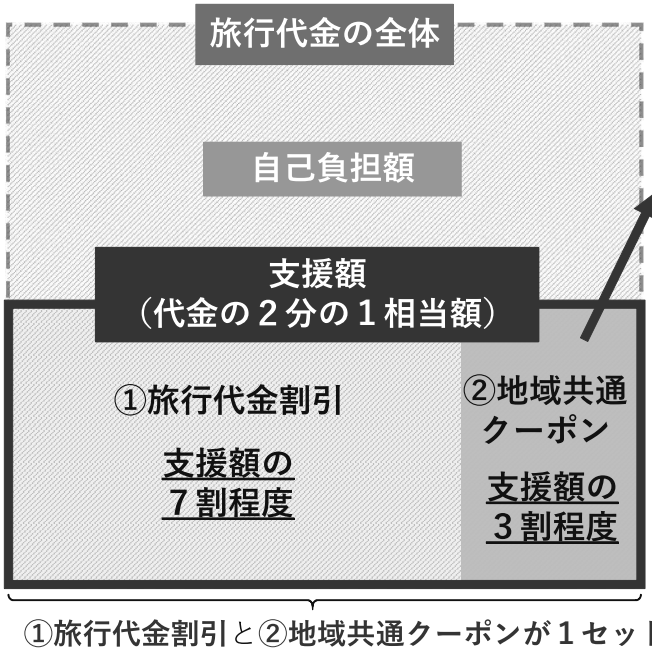

【地域共通クーポン】

○ １枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。
（1,000円未満は四捨五入）

○ 支援額３割程度を地域共通**クーポン**として**利用者に配布**。

○ **地域の観光協会**や観光地域づくり法人**（DMO）**・**商工会**等を通じて、**地域の店舗の参加・登録**を呼びかけ。

○ **事務局で一括発行**し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

1

支援額の例

○具体的な利用イメージ

①１人で１泊２万円の場合

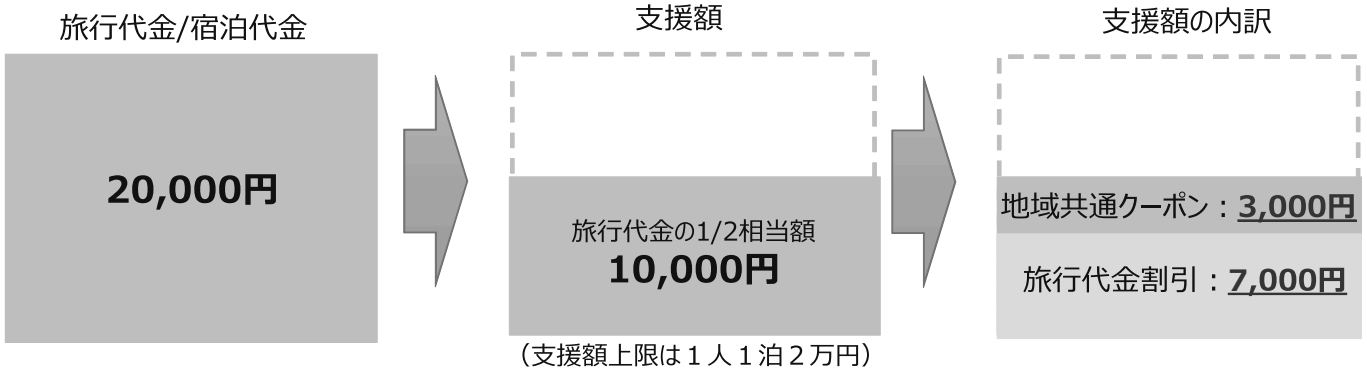

（支援額上限は１人１泊２万円）

②１人で１泊１０万円の場合

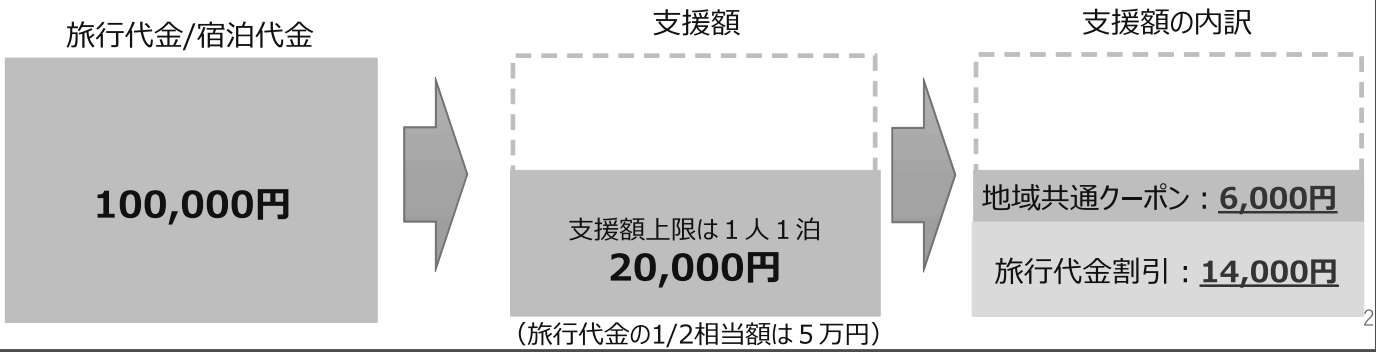

（旅行代金の1/2相当額は５万円）

2

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

■ ・・・・・ 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）

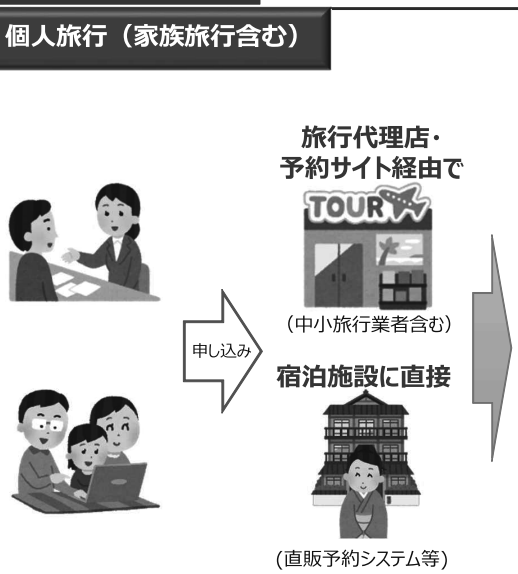

①宿泊＋交通機関のセットプラン

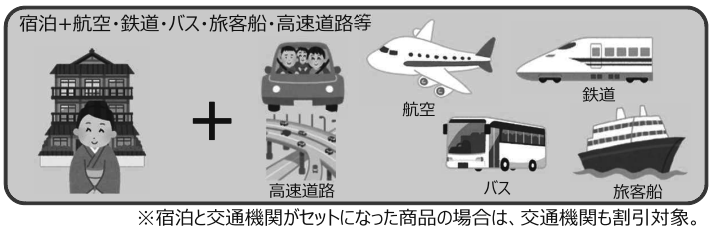

※宿泊と交通機関がセットになった商品の場合は、交通機関も割引対象。

②宿泊のみ

（※個人で手配する交通は割引対象外）

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行

例①修学旅行

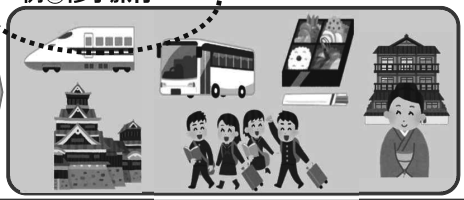

例②職場旅行

3

割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

□ ・・・・・ 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む）・団体旅行

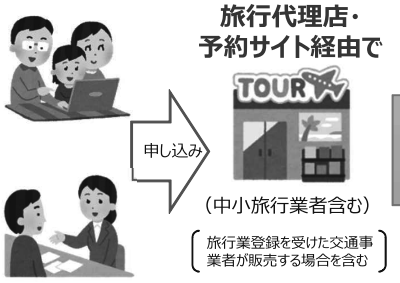

例：往復交通+α

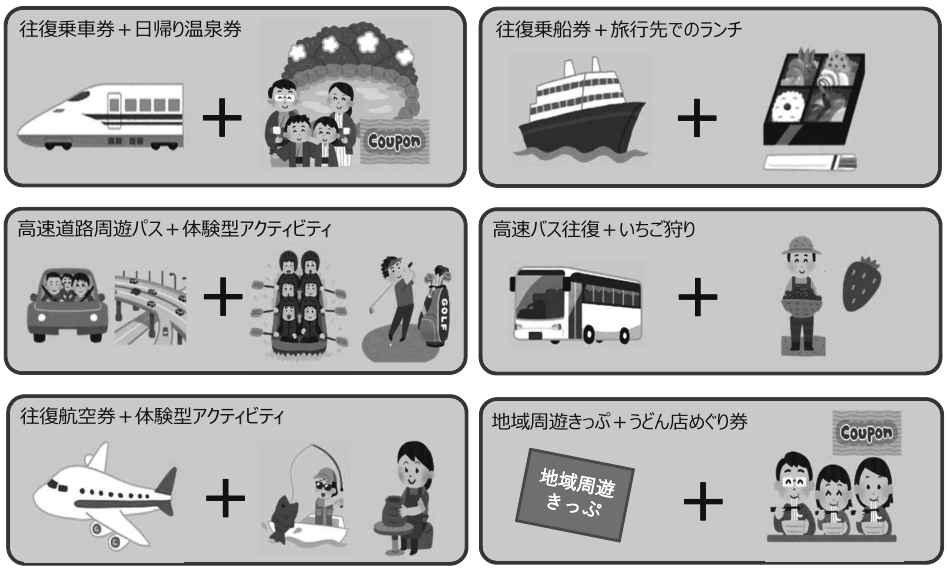

地域共通クーポンスキーム（イメージ）

地域クーポンイメージ

①紙媒体のクーポン（商品券）

②電子媒体のクーポン

地域クーポン利用イメージ

※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。

旅行者による利用イメージ①

例）**<u>１泊</u>**２食付き１人**<u>２万円</u>**の温泉旅館に宿泊する場合

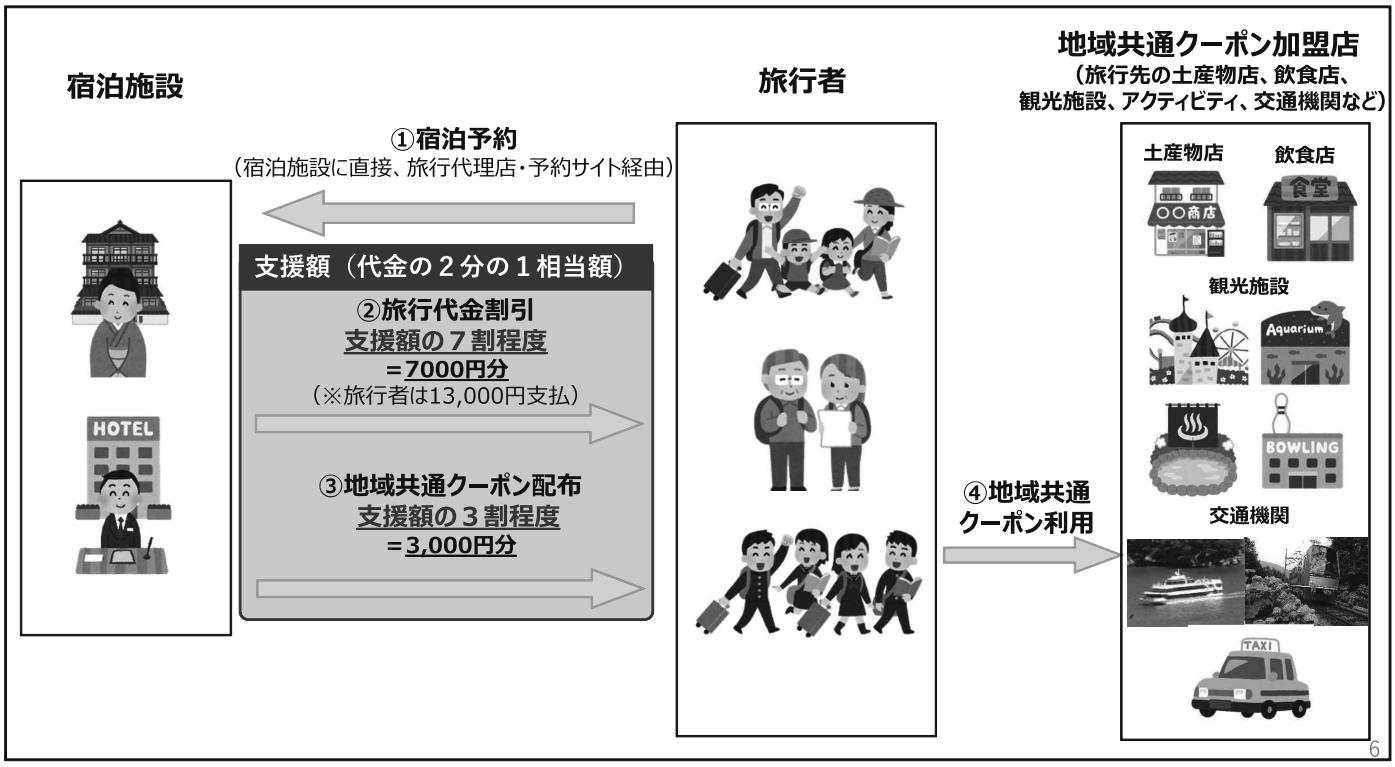

旅行者による利用イメージ②

例）**<u>２泊</u>**３日　１人**<u>１０万円</u>**のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合

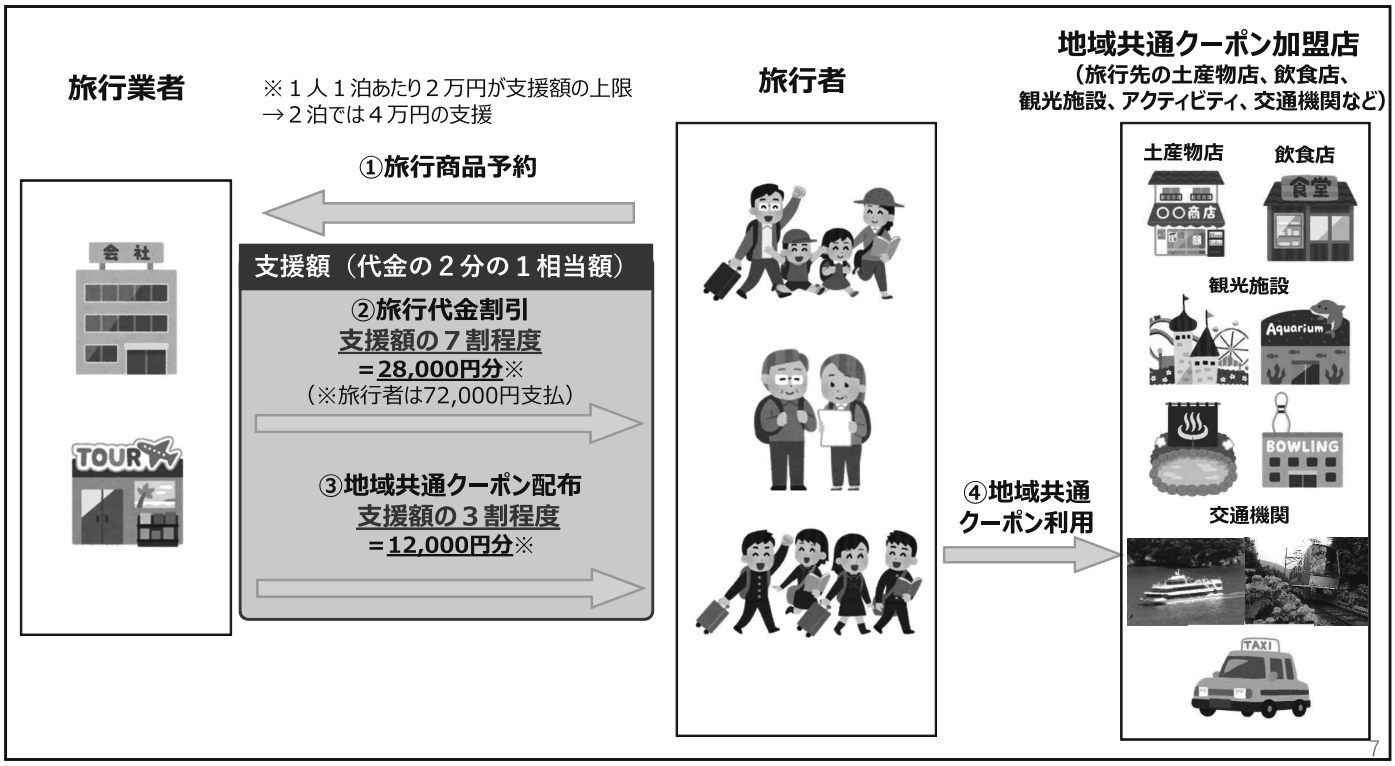

＜資料5＞ 修学旅行受入自治体及び輸送機関の取組

＜掲載資料＞

■ 令和2年6月発信　京都への修学旅行の実施について（ご依頼）＜P117～119＞
～ウィズコロナ社会における修学旅行生の安心・安全の確保に全力で取り組みます～
京都市長　門川　大作

■ 令和2年8月21日発信　修学旅行専用電話の設置について＜P120＞
京都市産業観光局観光MICE推進室

■ 令和2年8月11日発信　奈良市への修学旅行の実施について（ご依頼）＜P121～123＞
奈良市長　仲川　げん

■ 令和2年7月29日発信　広島での安全・安心な修学旅行等実施のお願い及び支援について（ご案内）
＜P124、125＞　広島市長　松井　一實
（経済観光局観光政策部）

■ 令和2年7月13日発信　北海道における教育旅行の実施について（依頼）＜ P126＞
北海道知事　鈴木　直道

■ 令和2年7月 7 日発信　沖縄への修学旅行の実施について（ご依頼）＜P127～129＞
沖縄県知事　玉城　康裕

■ 令和2年3月10日発信　新型コロナウイルス発生に伴う2020年度春季連合体の調整について
＜P130、131＞　東日本旅客鉄道株式会社

■ 令和2年4月3日発信　2020年度東海道・山陽新幹線連合体設定除外日の変更について＜P132＞
東日本旅客鉄道株式会社

■ 令和2年4月3日作成　新型コロナウイルス影響に伴う修学旅行団体日程延期の特別対応について
＜P133～135＞　ＡＮＡセールス株式会社

■ 令和2年6月1日作成　ＡＮＡの新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（国内線）
＜P136～139＞　ＡＮＡセールス株式会社

■ 令和2年4月1日作成　新型コロナ影響に伴う修学旅行団体の特別取り扱いについて＜P140、141＞
日本航空株式会社

■ 令和2年8月3日作成　新型コロナ環境下の修学旅行の実施について＜P142～150＞
日本航空株式会社

自治体、輸送機関が、知恵を絞り、工夫し、総力を結集させ修学旅行が実施できるよう取り組んだ。修学旅行は、学校だけでは実施できない行事であることを改めて知る機会となった。

掲載したものは、ほんの一部であり、日本中すべての修学旅行に関わる自治体、事業者で様々な取組みがされたことは言うまでもない。

令和２年６月

（宛先）

京都市長　門川　大作

担当：産業観光局
観光ＭＩＣＥ推進室
０７５－７４６－２２５５

京都への修学旅行の実施について（ご依頼）

～ウィズコロナ社会における修学旅行生の安心・安全の確保に全力で取り組みます～

貴教育委員会におかれましては，これまでから，修学旅行先に京都をお選びいただきましたこと，心から感謝申し上げます。この度の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮され，修学旅行の延期等という選択をされたことは，その判断の困難さ，生徒さんへのお心遣いなど，ご心労はいかばかりかと拝察いたします。

修学旅行は，教育の場として重要であり，文部科学省におかれても「当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても，その教育的意義や児童生徒さんの心情等にも配慮いただき，中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたい」との見解を，全国の教育委員会に通知されているところです。

そのため，京都市では，修学旅行を検討中の学校からの，安心安全などの様々な相談等に対応する「修学旅行専用電話相談窓口」を設置しております。

また，修学旅行生に発熱等の感染疑いが生じた場合に備えて，観光関連事業者と連携した特別の対策（別紙参照）に取り組み，修学旅行生お一人おひとりの健康を守り，安心して日本の歴史・文化等を学んでいただけるよう準備を整えてまいります。

さらには，徹底した感染症予防・拡大防止対策と観光の両立等図るため，副市長をトップとした全庁体制に医療や公衆衛生などの専門家の参画も得て，ウィズコロナ社会における観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチームを発足させました。今後，感染予防対策に全力で取り組んでまいります。

加えて，生徒さんに日本のふるさと京都の奥深い魅力を体感いただき，生涯のすばらしい思い出としていただくために，京都ならではの文化芸術体験の御用意にも取り組んでおります。是非とも京都への修学旅行を実施いただきますよう，切にお願い申し上げます。

貴教育委員会のますますのご発展と生徒さんの健やかな成長を祈念いたしますとともに，「おもてなしの心」で京都へのお越しを心からお待ち申し上げております。

別紙

京都市における新型コロナウイルス感染症に係る主な取組（修学旅行関連）

１　修学旅行専用電話相談窓口の設置

京都への修学旅行を検討中の学校からの，新型コロナウイルス感染症をはじめ，修学旅行に関する様々な相談等に対応します。

・電話番号　０７５－７４４－１３０８（京都観光推進協議会事務局）

・受付時間　平日午前９時～午後５時

２　修学旅行生に発熱等の感染疑いが生じた場合に備えた特別の対策

①　修学旅行生専用の２４時間感染電話相談窓口の開設

②　適切な検査・医療体制の整備

③　検査結果が判明するまでの待機場所の確保

④　感染が判明した場合の入院から帰宅までの学校・保護者と連携した対応について，観光関連事業者と連携し，準備を整えます。

３　修学旅行生の事前学習環境の整備

「きょうと修学旅行ナビ」（https://shugakuryoko.kyoto.travel/）において，京都への修学旅行を予定されている児童生徒の事前学習に役立つハンドブックやマップなどの資料や学習動画，事前学習シート等を配信しています。

４　京都ならではの文化芸術体験（予定）

花街と連携した文化体験の場の提供など,京都ならではの文化芸術を体験していただける機会を設けます。

＜参考＞京都市内の飲食店や宿泊施設等の感染予防対策

１　ウィズコロナ社会における観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチームによる対策の推進

飲食店，宿泊事業者等の関係団体に対する次の取組を通じて,「ウィズコロナ社会下」における「新しい生活スタイル」を具体化し，安心・安全に観光客を受け入れるための取組を支援します。

・　研修会の実施

・　ガイドラインの策定等に係る助言・相談対応

・　宿泊事業者等による地域貢献に関する助言・相談対応

２　注意喚起ピクトグラム等の制作（（公社）京都市観光協会・（公財）京都文化交流コンベンションビューロー）

事業者が予防を徹底して営業していることを視覚で示すことで来客者が安心して入店できる雰囲気を醸成するとともに，来客に手洗いや消毒の協力を促すためのピクトグラムや，就業前の従業員の健康チェックに利用できる衛生チェックシートを制作し，関係団体やインターネット等を通じて周知しています。

＜ピクトグラムの一例＞

３　新型コロナ対策緊急支援助成金（（公社）京都市観光協会）

京都市観光協会会員を対象に，新型コロナウイルス感染症対策のために実施した事業（※）について，事業者支援を行いました。

※　施設の消毒や清掃，衛生対策に要した消耗品や備品も対象

４　観光関連事業者等緊急支援補助金，中小企業等緊急支援補助金

利用者の安心安全を確保するために実施する感染症予防のための事業（※）等を含めた事業者支援を行っています。

※　施設清掃や衛生対策に要した消毒用アルコール，マスク，除菌スプレー，空気清浄機，パーテーション，仕切り板，サーモグラフィー，トイレ衛生用品等の購入やレンタル等

５　飲食店・宿泊施設向けオンライン研修（予定）（（公社）京都市観光協会）

衛生管理・安心安全対策の徹底等についての研修動画を配信します。

６　京都市新型コロナあんしん追跡サービス

店舗や集客施設等に掲示された専用ＱＲコード（京都市発行）をスマートフォンで読み込むと，その後，当該店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合，同じ日に居合わせた利用者に対して，登録されたメールアドレスに京都市からお知らせメールを送付します。

７　京都市交通局の取組

市バス・地下鉄を運行する京都市交通局において，新型コロナウイルス感染症拡大防止や運行継続に向けた様々な対策を実施しています。

＜一例＞

・車両及び駅の消毒措置
・車内及び駅の換気対策等
・市バス・地下鉄案内所や市バス運転席等でのビニールカーテンの設置
・バスターミナルや主要駅でのアルコール消毒液の設置
・啓発活動の実施（啓発文書の掲出，車内及び駅構内における啓発放送）

令和２年８月２１日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課　御中

京都市産業観光局
観光ＭＩＣＥ推進室
（担当：牧野，原田
電話：075-746-2255）

修学旅行専用電話の設置について

平素より，京都への修学旅行の実施につきまして，格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

このたび，８月２０日（木）から，「きょうと修学旅行専用２４時間感染電話相談窓口」を設置し，京都滞在中，修学旅行生に発熱等の新型コロナウイルスの感染疑いが生じた場合の相談対応を開始いたしました。

既に開設している，京都への修学旅行を検討中の学校等からの修学旅行に関する様々な相談に応じる「修学旅行専用電話相談窓口」も，引き続き業務を行ってまいります。

両者とも修学旅行専用の相談電話ですが，目的が異なりますので，御注意ください。

貴教育委員会におかれましては，今後の修学旅行の実施において御活用いただければ幸いです。

なお，都道府県教育委員会の御担当者様におかれましては，管内の市町村教育委員会に広く御周知いただきますよう，御協力をよろしくお願いいたします。

＜修学旅行専用電話の設置目的及び皆様へのお願い＞

京都への修学旅行に関し，現在，２つの相談電話を設置しています。

	①修学旅行専用電話相談窓口 （京都観光推進協議会事務局）	②きょうと修学旅行専用 ２４時間感染電話相談窓口
電話番号	０７５－７４４－１３０８	０７５－７０８－３６７６
受付時間	平日午前９時～午後５時 （ただし，正午～午後１時を除く。）	土日祝日を含む２４時間
対象	広く一般的な相談	現に京都に滞在中の修学旅行生に関する相談
受付内容	新型コロナウイルス感染症に係る取組をはじめ，京都への修学旅行を検討中の学校等からの修学旅行に関する様々な相談に応じる。	京都滞在中，新型コロナウイルスの感染疑いが生じた場合に，健康上の相談や医療機関の紹介を行う。

※　修学旅行前の相談は，①の相談窓口で対応します。京都滞在中の緊急時に適切に対応できるよう，②の相談窓口の混線を回避するため，内容に応じた使い分けに御協力をお願いします。（②でお受けした一般的な相談は，①を御案内することになります。）

奈観観戦第１０６号
令和２年８月１１日

各都道府県・指定都市・中核市　教育委員会教育長　様
各都道府県知事　様
各旅行会社・団体　代表者　様

奈良市長　仲川　げん

奈良市への修学旅行の実施について（ご依頼）

平素より、奈良市への修学旅行の実施につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

修学旅行は、文部科学省の学習指導要領において特別な活動のひとつとして位置付けられる教育活動ですが、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を無事実施するに際しては感染予防対策に苦心されるとともに、延期または中止の検討を余儀なくされている学校も多いかと存じます。

そのため、本市では修学旅行生の皆様や先生方に安心して奈良にお越しいただき、修学旅行を通して貴重な経験をしていただくため、別紙のような感染症対策や奈良旅行の充実に向けた取組を実施いたします。

また、修学旅行に関係する事業者が一丸となり、文部科学省が発出している国内修学旅行の手引きをはじめ、それぞれのガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染リスクを最小限にするため、徹底した感染症予防対策及び拡大防止対策に取り組んでいるところです。

本市は、710 年に平城京へ遷都され、日本の政治・経済・文化の中心地として栄えた歴史文化都市です。市内には世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめ多くの文化遺産があり、奈良公園をはじめ春日山原生林など自然も豊富にございます。

つきましては、修学旅行の目的地として、是非とも本市を選んでいただきますよう、ご検討ならびに関係機関への周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】
奈良市観光経済部観光戦略課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目１番１号
TEL：0742-34-4739　FAX：0742-35-6822
Email：kankousenryaku@city.nara.lg.jp

（別　紙）

＜修学旅行生に向けた奈良市の主な取り組み＞

1．修学旅行生に発熱等の感染疑いが生じた場合に備えた相談体制

奈良市滞在中に発熱等の症状が出た場合に備え、修学旅行生など宿泊客専用の 24 時間対応相談コールセンターを設置します。運用開始時期や電話番号については、奈良市ホームページ等でお知らせします。

＊現在設置している帰国者・接触者相談センター（電話番号：0742-27-1132・ 24 時間対応）でも、相談の結果、新型コロナウイルス感染症の専門外来への受診が必要であると判断した場合、保健所へ引き継ぐ等迅速に対応します。

2　感染防止対策や感染が生じた際の支援体制

① 修学旅行生等の待機用客室確保

奈良市内で宿泊中に新型コロナウイルス感染症の発症が疑われ、指定医療機関の受診や PCR 検査の結果待ちをする修学旅行生等の待機用客室の確保を進めます。

② 陽性となった修学旅行生への支援制度

奈良市内で宿泊中に PCR 検査結果が陽性となり、奈良市で入院が必要となった修学旅行生に対し、保護者の奈良市への移動や宿泊等に要した費用を支援します（上限 10 万円：旅行保険等適用分は除く。）。

③ 感染症対策等に取り組む観光関連事業者への支援制度

宿泊施設等の観光関連事業者が、感染症対策等に取り組む際の費用を補助します（奈良県制度への追加補助）。また、新型コロナウイルス感染症が発生した宿泊施設に対し、消毒作業に係る費用を補助します。

④ 観光関連施設の取り組み「SAFE TRIP NARA キャンペーン」

公益社団法人奈良市観光協会では、奈良市・奈良商工会議所や市内観光関連団体とともに「奈良安心観光ステッカー協議会」を立ち上げ、新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防対策を講じている施設を対象に、安心安全観光ステッカーを配布しています。

（左：ステッカーイメージ）

3．奈良市で充実した修学旅行を実施していただくための支援

① 修学旅行実施時の支援

奈良市内宿泊を含む修学旅行を実施する際、バスの増車や宿泊部屋の追加等の感染症対策や奈良市内での行程を充実させるための経費を支援します。

【支援額】修学旅行生一人につき 2,000 円（上限あり）

② 修学旅行がキャンセルになった際の支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、奈良市内宿泊を含む修学旅行がやむを得ず中止となった場合、奈良に関する教材や奈良土産の購入等、「奈良の想い出づくり」に係る経費を支援します。

【支援額】修学旅行生一人につき 1,000 円（上限あり）

令和２年７月29日

各都道府県教育委員会教育長　様
各指定都市教育委員会教育長　様

広島市長　松井　一實
（経済観光局観光政策部）

広島での安全・安心な修学旅行等実施のお願い及び支援について（ご案内）

広島市への修学旅行等につきまして、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮され、修学旅行等の延期又は実施の可否について、大変苦慮されていることとご推察いたします。

さて、本市は、今年、75回目の８月６日を迎えます。被爆者の平均年齢が83歳を超え高齢化が進む中、被爆体験の継承、世界恒久平和の実現に向け、自主的・積極的に取り組むことができる児童・生徒の育成を図るため、本市では平和教育を推進しています。

未来を担う多くの若い世代が広島を訪問し、被爆の実相に触れてもらうことは、紛争や貧困、差別など昨今の世界情勢を鑑みる上で、世界中の人々と協力し合い、直面する様々な課題を解決し、将来の世代が安心して暮らすことのできる持続可能な社会づくりの担い手となる人材を育成することとなると考え、また、これは本市の平和教育に課せられた使命であると考えています。

そこで、本市では、ウィズコロナ社会において、安全・安心に修学旅行等を行っていただくため、本市を訪れる各学校におかれましても新しい生活様式に沿った感染防止対策の実施をお願いするとともに、その取組費用の一部を別紙のとおり支援させていただくこととしました。併せて、本市でも平和記念資料館等で感染防止対策を実施してまいります。

つきましては、広島での安全・安心な修学旅行や平和学習の実施をご検討いただきますようお願いします。

皆様のますますのご発展と、児童・生徒の健やかな成長と健康を祈念いたしますとともに、広島へのお越しを心よりお待ちしております。

【担当】
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目６番34号
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当
TEL：082-504-2767　FAX：082-504-2253
E-mail：kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

別紙
（令和２年７月29日現在）

広島市のコロナウイルス感染防止対策に関する取組状況について

１　修学旅行等実施の支援について

児童・生徒の皆さんが安全安心に修学旅行等を行っていただくため、本市において平和学習を実施する際の感染防止対策費として、旅行代理店を通じて旅行費用の一部を支援します。（裏面参照）

○　お問い合わせ：観光政策部観光プロモーション担当　TEL：082-504-2767

２　広島平和記念資料館の見学予約システム（入場制限）について

・　感染拡大防止対策として整理券配布による入場者制限を行っています。（30分あたり150人）
・　９月１日以降のご見学には、オンラインシステムでの事前予約が必要。
（システム公開予定日：令和２年８月５日（水））（広島平和記念資料館HP参照）
・　被爆体験証言者による体験講話、被爆体験伝承者による伝承講話、ヒロシマ・ピース・ボランティアによる解説等、来館者を対象にした各種事業についても７月から再開。

○　お問い合わせ：国際平和推進部平和推進課被爆体験継承担当　TEL：082-242-7831
（被爆体験講話等に関すること：平和記念資料館啓発課　TEL：082-541-5544）

３　広島市での発熱や咳など体調不良が生じたとき

⑴　広島県内の新型コロナウイルス感染症の相談窓口（全日24時間対応）

新型コロナウイルス感染症に関する症状や受診方法、不安な事などの相談にお答えするコールセンターを設置しています。

管轄区域	連絡先
広島市	082-241-4566（広島市各保健センター）
呉市	0823-22-5858（呉市保健所）
福山市	084-928-1350（福山市保健所）
広島市、呉市、福山市以外	082-513-2567（広島県各保健所）

⑵　救急相談センター広島広域都市圏

急な病気や怪我（夜間や休日を含む）、受診できる医療機関の紹介などの電話相談窓口。

○　対象エリア
【広島県内】広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
【山口県内】岩国市、和木町

○　連絡先
＃7119　（24時間365日対応）
※　つながらない場合、山口県のエリアから携帯電話でかける場合　TEL：082-246-2000

４　広島滞在中に災害にあったとき

現在地に避難情報が発令されると、開設する最寄りの避難所への避難ルートを検索することができる広島市避難誘導アプリ「避難所へGo！」。避難場所がどこにあるのか把握できます。

○　お問い合わせ：危機管理室災害予防課　TEL：082-504-2664

５　平和学習における事前学習について

広島での平和学習を予定・検討等されている学校等に対して、事前学習用の資料等を無料で送付しています。（資料請求用紙（広島観光情報サイト「ひろたび」でダウンロード）をFAXで受付中。）

○　お問い合わせ：観光政策部観光プロモーション担当　TEL：082-504-2767　FAX：082-504-2253

観　光　第　４５６　号
令和２年（2020 年）７月１３日

各都道府県・指定都市　教育委員会教育長　様
各都府県知事　様
各旅行会社・団体　代表者　様

北海道知事　鈴木　直道

北海道における教育旅行の実施について（依頼）

日頃より、本道での教育旅行の実施に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に日々ご尽力されていることに心より敬意を表します。

本道におきましても、コロナに強い北海道を目指し、感染症対策の取組として、官民挙げた道民運動である「新北海道スタイル」を実践しています。

さて、国では、社会経済活動の段階的引き上げや、観光振興の観点から、人の移動について６月１９日からは、県をまたぐ人の移動を可能としているところです。

そのような中、今後の教育旅行の実施に当たっては、児童生徒の皆様に、感染リスクを避けながら安全に旅行していただくことが何より重要であると考えております。

こうした観点から、道では別紙資料のとおり「教育旅行支援事業」をはじめ、教育旅行専門のコールセンターや Web 相談窓口の設置の他、コロナ感染時のサポート体制を整備する取組を進めており、万全の体制でお迎えしたいと考えております。

また、７月１２日には、アイヌ文化の復興・発展のためのナショナルセンターとして、アイヌの歴史や文化に対する理解を広げ、その価値を世界に、そして未来に発信する拠点として、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が白老町に開業し、本道における教育旅行の魅力がますます高まるものと考えております。

つきましては、教育旅行の目的地として、本道を選んでいただきたく、ご検討や関係機関への周知を何卒よろしくお願い申し上げます。

本道は今、爽やかな夏を迎えており、その後も多様な色彩を放つ秋、白銀の世界の冬と続き、いつ来ていただいても観光のベストシーズンです。皆様のご来訪を心よりお待ち申し上げております。

経済部観光局観光地づくり係
TEL　０１１－２０４－５３０３
Email　kanko.kyoiku@pref.hokkaido.lg.jp

文振第185号
令和2年7月7日

各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市教育委員会教育長　殿
各都道府県知事

沖縄県知事　玉城　康裕

沖縄への修学旅行の実施について（ご依頼）

沖縄への修学旅行につきまして、平素よりご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、貴委員会（課）管轄の学校において国内、海外の修学旅行について中止や延期を決定、又は検討せざるを得ない状況にあり、対応にあたられていることと拝察いたします。

修学旅行は、学校生活の中でも参加する生徒の皆様にとって最も強い印象として残る極めて価値のある教育的体験活動であります。

そのため、沖縄県では、「With コロナ」の状況下でも安全・安心かつ有意義な修学旅行の場を提供すべく、下記取り組みを行ってまいりますので、是非とも沖縄への修学旅行の実施を検討いただきますようお願い申し上げます。

沖縄へお越しになった際は、最大限のおもてなし「うとぅいむち」の心でお迎えすることをお約束いたします。

記

1．「旅行者の安全・安心アクションプラン」による修学旅行生の受入体制の構築

沖縄県では、旅行者が安全・安心に沖縄での滞在を楽しんでもらうことを念頭に、医療界の疫学的意見も参考に官民一体となって旅行者の安全・安心アクションプラン「沖縄 Tour Style With コロナ」を取りまとめました。同プランの取り組みの一環として、那覇空港に旅行者専用相談センター（Traveler's Access Center Okinawa：TACO）を設置し、出発、到着時に発熱が見られる方への相談や案内などの水際対策等を行っております。

⑴旅行者専用相談センター（Traveler's Access Center Okinawa：TACO）

①電話番号：０９８－８４０－１６７７

②対応時間：午前６時～午後１１時（土日祝含む）

⑵旅行者の安全・安心アクションプラン「沖縄 Tour Style With コロナ」

URL：https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/ukeire/actionplan.html

２．「令和２年度教育旅行推進強化事業」について（委託先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー）

沖縄県では、国内外の教育旅行需要を長期的かつ安定的に確保するために必要な誘致活動と受入体制の整備を目的に、「令和２年度教育旅行推進強化事業」を実施しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、下記取り組みも実施してまいります。

⑴修学旅行問い合わせ窓口の設置

沖縄への修学旅行を検討されている学校からの、修学旅行に関する質問や相談に対応します。

①電話番号：０９８－８５９－６１２５

（一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー教育旅行チーム）

０３－５２２０－５３１１

（一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー東京事務所）

②対応時間：平日　午前９時～午後５時

⑵「おきなわ修学旅行ナビ」による配信

「おきなわ修学旅行ナビ」では、沖縄の体験学習施設やモデルコース、見学スポット、事前・事後学習支援など修学旅行に役立つ情報を配信しており、今年度は、新型コロナウイルス感染症に関する各種取り組みや情報についても配信してまいります。

おきなわ修学旅行ナビ

URL：https://education.okinawastory.jp/

⑶沖縄修学旅行模擬体験の提供

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、修学旅行先を海外または国内から沖縄へ方面変更を検討してる学校などを対象（※）に、沖縄修学旅行のモニター

ツアーを開催し、その魅力と学習効果を体感してもらい、将来的な本番実施に向けた支援を行います。

※対象条件については、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー教育旅行チームへ要相談

⑷修学旅行の事前・事後学習の支援

沖縄への修学旅行を実施する学校のうち、事前・事後学習を充実させるため、アドバイザーの派遣（Web 対応可）やガイドブック配布等を行っており、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、やむを得ず沖縄修学旅行を中止した学校に対しても、支援を希望する学校に対し沖縄学習会を実施します。

3．安全・安心な島づくり応援プロジェクト

修学旅行をはじめ観光客が安心して沖縄を訪れることができる体制の構築を目指すため、沖縄県の中小企業者等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するための奨励金を給付します。

担当：沖縄県文化観光スポーツ部
観光振興課　誘致企画班　新崎
TEL:098 (866) 2764　FAX:098 (866) 2765

別 添 写

２０２０ 年 ３ 月 １ ０ 日

関東地区公立中学校修学旅行委員会　御中
公益財団法人　全国修学旅行研究協会　御中

東日本旅客鉄道株式会社
東 京 支 社　　営 業 部
首都圏エージェントセンター

新型コロナウイルス発生に伴う 2020 年度春季連合体の調整について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、2020 年度春季連合体については、実施日・列車等を予め指定して計画しておりましたが、新型コロナウイルス発生に伴い、やむをえず中止・延期となった学校が多数あることから、下記の通り調整を致したく、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．対象期間

変更先の乗車日が４月１日（水）～９月３０日（水）

※ＧＷ期間・東京オリンピック期間・お盆期間や９月の４連休など、一般のお客様のご利用が多い時期は連合体での引受ができませんので、詳細は【別紙１】をご参照ください。

※変更先の乗車日が 10 月以降の申込みについては別途調整させていただきます。

２．対象となる団体

2020 年度春季に東海道・山陽・九州新幹線の連合体を申し込まれた学校のうち、新型コロナウイルス発生によりやむをえず旅行を中止・延期した学校。

３．具体的な実施方

（１）変更先の乗車日が４月１日（水）～８月３１日（月）

・申込箇所で変更先の列車を一般予約で座席を確保し、変更前と変更後の内容を引受箇所に報告し、引受箇所は指定席管理箇所にご報告ください。指定席管理箇所から各引受箇所を通じて、ＪＲ連合体として承認いたします。

※既に変更済みの連合体であっても、上記の手続きを満たした団体についてのみ連合体割引を適用します。

※基本的に現連合体列車と同じ列車に変更してください。ただし、連合体除外日を除きます。なお、同一列車が満席又は、同一列車の運転がない場合は指定席管理箇所と調整してください。

※変更前列車についての特殊手配（専用臨・指定席拡大等）については、指定席管理箇所と調整してください。

（２）変更先の乗車日が９月１日（火）～９月３０日（水）

・３月１６日（月）17:00 までに、現行と変更希望の内容を指定席管理箇所までご報告ください。

※ご希望を集約した上で、輸送調整及び入れつけの可否を検討します。

・回答は３月２５日（水）以降に順次行います。予約は指定席管理箇所の回答を受けてから行ってください。

※３月１７日（火）以降の変更要請についての輸送調整時期は、現在、未定です。

４．その他

（１） 変更先の乗車日が 10 月以降に関しては別途お知らせいたします。

（２）ご希望の期間・列車ではご利用いただけない場合があり、日時の変更をお願いすることがありますのでご了承ください

（３）2020 年度春季連合体で申込みをされなかった学校など、小口学生団体で申込みをされた学校については本取扱いの対象外とし、小口学生団体での調整となります。

（４）連合体の除外日につきましては、詳細は旅行会社にお問い合わせください。

以　上

東日本旅客鉄道株式会社
東 京 支 社　　営 業 部
首都圏エージェントセンター
星野・中島・大平・金村

別 添 写 1

２０２０ 年 ４ 月 ６ 日

関東地区公立中学校修学旅行委員会　御中
公益財団法人　全国修学旅行研究協会　御中

東日本旅客鉄道株式会社
東京支社　営業部
首都圏エージェントセンター

2020年度東海道・山陽新幹線連合体設定除外日の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス発生に伴い、やむをえず中止・延期となった学校さまが多数あることからJR各社で再調整を行っております。東京オリンピック延期や昨今の先行不透明な状況を鑑み、修学旅行の再実施に向け、日程等の選定をしやすくするため、JR東海、西日本より東海道・山陽新幹線の連合体設定除外日について下記のとおり変更の連絡を受けましたのでご案内いたします。　敬具

記

１．連合体設定除外日の変更について
2020年度東海道･山陽新幹線連合体設定除外日については､【別紙１】の通りとします。
２．当初連合体だったが変更後に設定除外日の関係で連合体の適用が受けられなかった団体について
連合体と同一列車、同一区間で７月１日（水）～９月30日（水）の間に日程を変更したものの、当初の連合体除外日の関係で連合体の適用を受けられなかった学校様について、別紙の連合体設定除外日を適用し、新たに連合体の適用を行います。
詳しくは、各担当の旅行会社へご相談をお願いいたします。
３．その他
・変更前の団体種別が2020年度連合体ではない団体につきましては、本取扱いの対象外とし、小口学生団体での調整となります。
・2020年12月～2021年2月の連合体設定除外日及び､2021年度連合体設定除外日の2021年3月について変更する場合は別途お知らせいたします。

東日本旅客鉄道株式会社
東京支社　営業部
首都圏エージェントセンター
星野・中島・大平・金村

「新型コロナウィルス影響」に伴う修学旅行団体日程延期の特別対応について

2020年4月3日

ANA Sales

ANAセールス株式会社
東京本店国内販売計画部

修学旅行団体の日程延期に伴う特別対応

【特別施策実施の目的】

新型コロナウィルス影響により、修学旅行団体の日程延期が多数発生し、9月-12月前半の修学旅行オンシーズンに延期需要が集中している状況です。9月-12月前半は台風シーズン及び、高等学校の修学旅行のピークを迎え、沖縄中心に地上手配（バス・宿泊施設）の確保が困難な状況であります。さらに、一般需要（プレジャー需要）も高い時期であることを考慮し、オフシーズンで気候も比較的安定している1月～2月中心の円滑かつ安全な延期日程にお応えするべく特別施策を実施致します。

【実施概要】

2020年2月～8月ご搭乗予約済みで、次項の適用条件を満たした修学旅行団体に対して、延期に伴い発生した差額運賃を調整する特別施策を実施させて頂きます

※2020年度限りの特別施策になります。
※変更後の便が当初の運賃より下回った場合は、変更後の運賃を適用いたします。

修学旅行団体の日程延期に伴う特別対応

【適用条件】

・対象客体 ： 学校研修割引運賃

・対象団体 ： 2020年2月～8月ご搭乗予約済み修学旅行団体。

・振替時期 ： 2020年12月1日～12月25日・2021年1月4日～2月28日の搭乗分
※但し1月9日午前発・1月11日午後発、及び2月1日～２月11日札幌線は除く。

・振替方面 ： 原則同一路線への日程変更と致します。止む得なく別方面に変更される際は
別途、ANA修学旅行デスクまでご相談ください。

・対象便 ： ANA便名を対象とします（提携航空会社についてはANA便名が対象です。）

・付帯条件 ： 地上先（宿泊施設・バス）の手配が完了後にお申込みください。
※申込書の地上手配状況確認欄に必ずご記入をお願い致します。

・その他 ： 当該施策をご利用される場合は対象の学校側に対して、当該特別対応の内容を必ず
ご案内下さい。

修学旅行団体の日程延期に伴う特別対応

【お申込みについて】

・申込方法 ： 次項の所定の専用申込書及びb-ridgeにて、ANA修学旅行デスクへお申込み下さい。
運賃の調整方法については別途、ご案内致します。ご不明点につきましては、
ANA修学旅行デスク又は弊社営業担当までお問合せ下さい。

・振替済団体：対象期間に既振替済みの修学旅行団体についても本施策の対象とさせて頂きます。
学校様に提出した見積明細等をエビデンスとして弊社へご提出をいただく場合がございます。

【座席調整について】

・座席の振替：空席便での回答となります。
また、当初の予約便の時間帯で回答が出来ない場合もございますので了承ください。

【その他】

・差額調整 ：調整方法については別途ご案内させて頂きます。

特別対応のご案内文書・申込書

【周知文章】

令和 2 年 4 月 ○○日

旅行会社 各位

ANAセールス株式会社
ANA 修学旅行デスク
○○○支社販売部

「新型コロナウィルス感染症」発生に伴う修学旅行団体の日程変更について

拝啓　平素より弊社業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、表題の件につきまして新型コロナウィルスの影響により、修学旅行団体の日程延期が多数発生しております。ついては修学旅行団体の日程延期に伴う特別対応を実施致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1、実施概要
2020 年 2 月～8 月搭乗予約済みで、下記の条件を満たした修学旅行団体に対して、
延期に伴い発生した差額運賃を調整する特別施策を実施させて頂きます。

2、特別施策対象条件について
(1)修学旅行運賃にて 2020 年 2 月～8 月ご予定済み修学旅行団体、
※対象期間に振替済みの修学旅行団体についても本施策の対象とさせて頂きます。
所定の専用申込書にてメールにてお申込み下さい。

(2)延期時期について延期時期を 2020 年 12 月 1 日～12 月 25 日・2021 年 1 月 4 日～2 月 28 日搭乗
※但し 1 月 9 日午前発・1 月 11 日午後発、及び 2 月 1 日～2 月 11 日札幌線は除く。

(3)学校様に提出した見積明細等をエビデンスとして弊社ご提出をいただく場合がございます。

(4)原則同一路線への日程変更と致しますが、止む得なく別方面に変更される際は別途、
ANA 修学旅行デスクまでご相談ください。

(5)地上先(宿泊施設・バス)の手配が完了後にお申込みください。

(6)ANA 運航便を対象とします(提携航空会社は対象外とします。)

(7)所定の専用フォーマット及び b-ridge にて、ANA 修学旅行デスクへお申込み下さい。
運賃の調整方法については別途、ご案内致します。ご不明点につきましては、ANA 修学旅行デスク又は弊社営業担当までお問合せ下さい。

以　上

【本施策申込用紙】

ANA セールス　ANA 修学旅行デスク行き

(e-mail : SE1○○○　)

修学旅行団体再予約特別対応申込書

この度は、修学旅行の再予約のお申込みをいただき誠にありがとうございます。

延期対象期間　2020 年 12 月 1 日～12 月 25 日・2021 年 1 月 4 日～2 月 28 日
※但し 1 月 9 日午前発・1 月 11 日午後発、及び 2 月 1 日～2 月 11 日札幌線は除く。

学校名様			
旅行会社様			
ご担当者様			
当初ご利用日 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日	ご利用便　人数 NH　便　名 NH　便　名 NH　便　名 NH　便　名	区間 — — — —	PNR ロケーター （必ずご記入下さい）
予約変更日 年　月　日 年　月　日 年　月　日 年　月　日	ご利用便　人数 NH　便　名 NH　便　名 NH　便　名 NH　便　名	区間 — — — —	どちらかに○を付けて下さい。 未予約・　振替済み ＜地上手配状況確認欄＞ ホテル名：

＜お申込みに際してのご注意点＞
・変更申請については専用所定申込書及び b-ridge にて申請をお願いいたします。
b-ridge 申請の際、備考欄に必ず**『コロナ起因に伴う特別変更対応』**の入力をお願いいたします。
・専用所定申込書の申請については上記の宛名へメールでお願いいたします。
・既に振替済の修学旅行団体についても本申込書にてお申込み下さい。
・ご不明点については、修学旅行デスク又は営業担当へお問い合わせ下さい。

以　上

5

ANAの新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応（国内線）につきまして

2020年6月1日現在

◆はじめに

平素よりANAをご利用いただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスの発生を受け、ANAではお客様と乗務員、また社員の安心・安全な環境をまもるための様々な予防措置等を講じています。
つきましては、現状のANAのコロナ感染拡大防止に向けた取り組みに関し、修学旅行ご利用予定の各校の皆様に下記の通りご案内させて頂きますので
安心してご搭乗頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（１）機内の空気循環につきまして

1、概要

ANAでは、全機種に装備されている空調システムの最新の高性能フィルター*1により浄化した空気と機外から取り入れた空気を客室内に供給し、その後機外へ
排出することで**概ね3分で機内の全空気が新しい空気に入れ替わるよう設計されております。**尚、換気システムは地上在機中（搭乗中/降機中）も作動しています。

2、循環方法

①上空のきれいな空気をエンジンから取り込み事で空気を循環させています。
②航空機の客室には循環システムも装備されており、客室内の空気は高性能フィルター*1でろ過されたうえで常に一定の流れを保ちながら換気されています。
③空気は常に天井から供給され、左右の壁の下部から床下へ流れており、客室内や特定の場所に滞留することはありません。

*1.この高性能フィルターは病院の手術室の空調設備にも使用されております。

イメージ1. 機内全体の空気循環

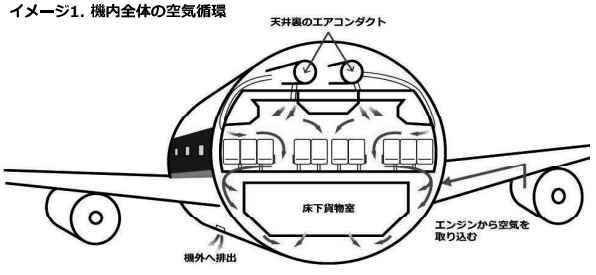

イメージ2. HEPAフィルター通過イメージ

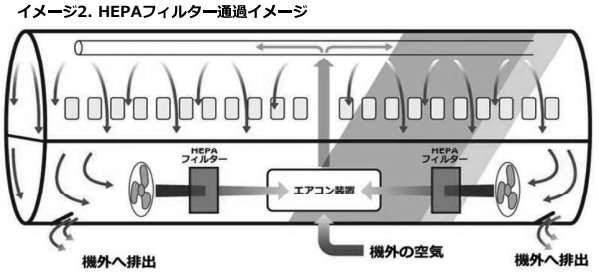

ANA Inspiration of JAPAN | A STAR ALLIANCE MEMBER

（2）空港及び係員の対応につきまして

ANAではお客様や社員の安全の確保と安全運航を前提に、感染拡大防止に全面的に協力してまいります。
ご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

・ソーシャルディスタンシング対応
空港内施設や保安検査場、搭乗口等で、お客様同士の間隔をあけられるように係員がご案内します。
（保安検査場でのソーシャルディスタンシング対応は準備完了次第、順次実施）
ご搭乗手続きは、オンラインチェックインや自動手荷物預け機をご活用ください。
また、空港の入口や自動チェックイン機付近、自動手荷物預け機付近、保安検査場、搭乗口に消毒液を設置。加えて機内では、希望者に除菌シートなどを提供しております。

・空港・機内でのマスク着用（客室乗務員・地上係員）
お客様に安心してサービスをご利用いただくため、客室乗務員・地上係員ともにマスクを着用させていただきます。
また、地上係員は一部の業務において、フェイスシールドも着用いたします。

・機内の定期的な消毒
お客様に安心してご利用いただくために、テーブル、肘掛け、座席テレビ画面やコントローラー等の座席周り、トイレのドアノブ等、お客様の手が触れる部分に対し、アルコールを用いた消毒を実施しております。また、6月中旬以降、ご希望に応じて除菌シートなどもご用意しています。
※機材繰りなどにより実施できない場合がございます。
国内線では、毎日夜間（6月上旬より除菌シートなどを用いて毎便トイレ清掃・除菌を行います）実施。

3

ANA Inspiration of JAPAN | A STAR ALLIANCE MEMBER

（3）ご搭乗に関するお願いにつきまして-1

お客様にはご不便をおかけいたしますが、安心、安全にご利用いただくためお客様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

・マスク着用のお願いについて
空港および航空機内においては、お客様同士のご不安解消のため、マスクを必ずご着用ください。
但し、乳幼児を含む小さなお子様や、着用が難しい理由があるお客様は除きます。
マスクを着用されないお客様、ならびに発熱など体調がすぐれないお客様のご搭乗をお断りする場合がございます。

・除菌剤の機内持ち込みについて
新型コロナウイルス等の感染症予防策として使用されている空間除菌製品は、一部航空機にて輸送できない製品がございます。
対象商品例
大幸薬品（株）クレベリン（置き型タイプ、ペン型スティックタイプ、フック型スティックタイプ）
ジェルタイプの除菌剤など直接手肌につけられるものは持ち込み、お預けともに可能。

・新型コロナウイルス感染の疑いがあるお客様への対応として
政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の趣旨を踏まえ、感染の拡大を防ぎ、お客様ご自身の健康と他のお客様に安心・安全な環境を提供するため、「発熱があり、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方」のご搭乗をお断りすることがございますので、ご了承ください。

4

（3）ご搭乗に関するお願いにつきまして-2

・余裕を持った集合時間の設定についてのお願い

①集合場所の設定について
現在、羽田空港（第二ターミナル）等では集合場所に関わる規制・制限等は実施しておりません。
（但し、今後は変更になる可能性もございますので、事前に旅行会社様等にご確認ください。）

②保安検査場及び搭乗口での注意点
保安検査場では、昨年9月よりテロ対策として航空機搭乗前の上着検査、靴検査、爆発物検査を強化（P7参照）しており加えてコロナ対策としてソーシャルディスタンシング対応等を実施（間隔をあける、手指の消毒等）していますので①とあわせて何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

・手荷物に関する注意点について
荷物等をお預けされる場合は、以前よりお願いさせて頂いておりますが可能な限り自動手荷物預け機のご利用をお願い申し上げます。

自動手荷物預け機（ANA BAGGAGE DROP)のご案内URL
https://www.ana.co.jp/ja/jp/domestic/prepare/checkin/baggagedrop/
また、ご利用時には花火やバッテリー等お預りできないものについて必ず事前にご確認願います。
荷物に関する注意は下記URLをご覧ください。
https://www.ana.co.jp/ja/jp/domestic/prepare/baggage/limit/caution-restriction.html

・利用時の座席について
修学旅行での座席指定に関しましては従来通り（原則）各学校様単位でご案内させていただきますがご搭乗に際しては、マスク着用の徹底をお願い申し上げます。

5

（4）空港・機内での対応について（2020年6月1日更新時点）

1、機内のお飲み物サービスについて
2020年4月19日より紙パック入りのお茶をご提供いたします。お子様には、りんごジュースをご提供いたします。

2、機内販売、機内有料サービスについて
全路線での販売を休止させていただきます。

3、機内誌の取り扱いについて
各種機内誌の取り扱いについて、座席ポケットへの提供を中止させていただきますので、ご了承ください。
翼の王国、ANA SKY CHANNELに関しては、ご希望の場合は機内で客室乗務員にお声掛けください。

4、機内のアメニティの取り扱いについて
2020年3月6日より毛布の提供を中止いたしますので、ご了承ください。

5、ANA客室乗務員、地上係員のマスクの着用について
お客様に安心してサービスをご利用いただくため、客室乗務員及び地上係員はマスクを着用させて頂きます。

（5）その他

①時期及び空港により若干の取り扱いの違いが生じる場合がございますのでご了承ください。
②コロナの対応につきましては、弊社HPに下記の通り掲載しておりますのであわせてご確認お願い申し上げます。
https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/coronavirus-travel-information/

6

（5）テロ対策に伴う保安検査場の強化についてのご案内について

◆保安検査のポイント

・上着の脱衣が必須になっています。
全ての乗客のコート、ジャケット、パーカーなどの上着が検査の対象となります。保安検査場では上着を脱いでトレーに乗せ、検査を受けてください。

・靴検査の強化
これまで無作為に行っていたくるぶしを覆うブーツやバスケットシューズをはじめ、底の厚い靴、金属などの装飾が多い靴などの検査が、全て検査の対象となります。靴の中に凶器や爆発物などが隠されていないかを調べるためです。これらの靴を履いている場合は、保安検査場で脱いでいただき、専用のトレーがある場合はそれに入れて靴の検査を行います。

爆発物などの検査の強化
ナイフやハサミなどの凶器となり得るもの、爆発物の検査を強化します。

◆羽田空港の保安検査をスムーズに通過するための用意は？

・ポケットの中には何も入れない（小銭・鍵などを取り出す）。
・空港に行くときは、なるべく貴金属やアクセサリー類、大きなバックルのベルトは身につけない。
・手荷物の中に、液体物や危険物が入っていないか等、事前に確認お願い申し上げます。

7

皆様のご搭乗をおまちしています！

8

新型コロナ影響に伴う
修学旅行団体の特別取り扱いについて
（東京発）

日本航空株式会社
2020.04.01

JAPAN AIRLINES

特別施策概要

JAPAN AIRLINES

新型コロナによる影響により取り消しとなった修学旅行団体を対象に、
日程振り替えの際の運賃を取消前と同額にて適用いたします。
※振り替えにより、当初受注額から値上がりとなった場合の特別対応

～　日程の振り替えをご検討中の学校への早期ご案内をお願いいたします。　～

【施策実施の目的・経緯】

- 新型コロナ影響により、修学旅行の取消、延期を余儀なくされた学校が多数発生。
- 多くの学校が20年度2学期以降への日程延期をご検討中のようですが、その際、
  運賃額が増額となることが再調整の足かせになっているとのお声を多くいただいております。
- こうしたお声にお応えするべく、上記「運賃据え置き」の特別施策を実施いたします。

【適用条件・施策内容】

◆適用対象　：　新型コロナ影響を理由に取消となった修学旅行団体が、
　　同一路線の別日程に振り替えを希望される際に適用いたします。
◆対象期間　：　当初のご予定が　2020年2月～8月　のご出発分
◆振替対象　：　2020年度内（～2021年3月）　のご出発へのお振り替え分
◆受付開始　：　2020年4月1日（水）以降、発生ベースで順次受付いたします。
◆振替条件　：　同一路線の日程への振替を条件としますが、下記の場合も可といたします。
　　・　逆行程の場合（例：HND-FUK/NGS-HNDの場合、HND-NGS/FUK-HNDは可）
　　・　マルチエアポートの場合（例：ITM=OKAの場合、KIX=OKAは可）
　　※変更後の便が当初の運賃より安くなった場合は、変更後の運賃を適用いたします。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

施策詳細

【受付方法】

・ 該当の案件がございましたら、弊社担当セールスおよび修学旅行デスクまで以下の内容をメールにてご連絡ください。
　　①取消となった当初のご予約内容
　　②振り替えをご希望される「日程」「便(時間帯)」「人数」※できれば第3希望まで
・ ただし前提として、御社のランド仕入（ホテル・バス等）もあわせて確保・成立する場合のみ受付させていただきます。
　※仮押さえはできません。ランド仕入ができずキャンセルとなった場合は、所定の航空取消料を収受いたします。
・ 原則、同一路線への振替ですが、振替便/ランド（ホテル・バス等）のどちらかが手配できない場合に限り、止む無く別方面への誘導を行う際は、個別に弊社担当セールスまでご相談ください。
・ 弊社内での座席調整がつきましたら、既にご提出いただいている当初記録の「取消申請書」と、振替便を記載した「新規申込書」をご提出ください。これから取消しして振替する場合も当初記録の「取消申請書」と「新規申込書」をご提出ください。

【座席調整について】

・ 座席のお振り替えについては、空席がある限りの回答となります。
　また、当初の便の時間帯を担保するわけではございませんのでご了承ください。
・ 2020年度は従来のお申込み期間が終了しているため、既受付校のピーク時期を避け、
　座席に比較的余裕のある時期へのご誘導をお願いいたします。

（東京発）
＜座席調整が比較的困難な方面・時期＞
　◎9-11月の沖縄方面　※午後帯のご案内になる可能性もございます。
＜比較的座席に余裕のある方面・時期＞
　◎12-2月の沖縄方面、九州方面
　◎12-1月の北海道方面

©Japan Airlines. ALL rights reserved.

新型コロナ環境下の修学旅行の実施について

日本航空　本店国内旅客販売推進部

2020年8月3日現在

JAPAN AIRLINES

新型コロナウイルス感染予防に関するご案内 JAPAN AIRLINES

＜お客さまへのお願いと JALの取り組み＞（※一部抜粋）

ご旅行準備時のお願い

- 事前に検温のうえ、体調が悪いときはご旅行をお控えください。
- 空港・機内でお客さまが滞らないよう手荷物の極小化にご協力をお願いします。
- 事前座席指定、事前チェックインサービスをご活用ください。

空港でのお願い

- 必ずマスクをご着用ください。※幼児または着用が困難な理由のあるお客さまを除きます。
- お客さま同士の間隔確保にご協力ください。

機内でのお願い

- 必ずマスクをご着用ください。※幼児または着用が困難な理由のあるお客さまを除きます。
- 飛沫感染を避けるため、機内での会話はお控えください。
- お客さま同士の間隔確保にご協力ください。
- 手荷物は極力ご自身で収納をお願いします。
- 必要時以外のご移動はお控えください。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

新型コロナウイルス感染予防に関するご案内

JAPAN AIRLINES

安全・安心な空の旅をお届けするために

<乗務員のマスク着用>

客室乗務員はマスクと手袋を着用しています。

<機内消毒の徹底>

夜間駐機において、肘掛やモニターなどの座席周辺、共用収納棚、化粧室などの消毒を行っています。

<除菌シートの提供>

全便の機内に、除菌シートをご用意しています。

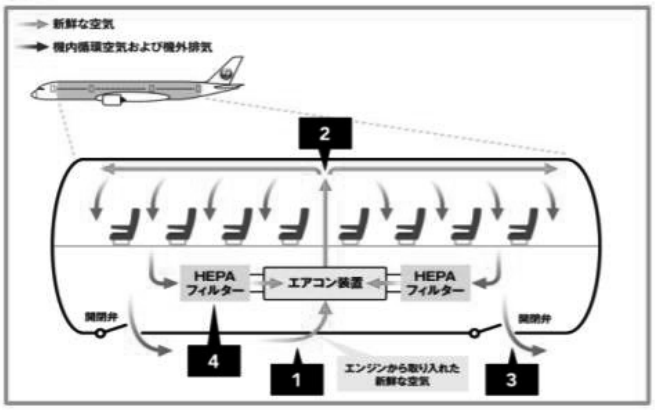

<機内の空気循環について>

機内の空気は、常に機外から新しい空気を取り入れ機内で循環させ、その後、機外へ排出することにより、概ね2～3分ですべて入れ替わる仕組みになっています。

JALグループの安心安全の取り組みをホームページにて掲載しております。
詳しくはこちらよりご覧ください。(※2020年7月16日現在の情報です)

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

JAPAN AIRLINES

Q. 新型コロナウイルス感染症防止に向けた取り組みとして、現在実施している取り組みはどのようなものがありますか？

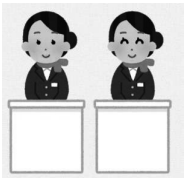

A. 現在の取り組み事例は下記の通りです。

- 空港・機内におけるマスク着用必須化
- 機内消毒の実施
- 機内における必要時以外の移動自粛のお願い
- 機内における必要以上の会話自粛のお願い
- 体調不良時の搭乗自粛のお願い
- 機内持込手荷物を最小限とするお願い
- 乗務員のマスク・手袋着用
- 手指消毒剤の設置
- 機内での除菌シートの提供（6/13～開始）

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 新型コロナ環境下で修学旅行で航空機を利用するにあたり、特別に事前準備をすることはありますか？

A. 可能な限り、下記のご対応、ご案内をお願いいたします。
- **当日お持ちになる荷物を少なくする(荷物の別送なども活用)**
- **マスクの着用必須**
- **こまめな手指消毒の実施**
- **不要な会話はお控えいただく**
- **可能な限りお客さま同士の間隔をあけていただくこと**
- **必要時以外の移動は控える(機内)**
- **手荷物は可能な限りご自身で収納いただく(機内)**

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 新型コロナ対策で、空港の出発時刻に変更はありますか？また、出発時刻の何時間前に集合をすれば良いですか？

A. お預けのお手荷物がある場合は出発時刻の「2時間前」、お預けのお手荷物がない場合は出発時刻の「1時間前」にはお越しください。
修学旅行のお客さまが重なる場合もございますので、集合時間に余裕を持って空港にお越しいただけますと幸いです。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 密を避けるため、集合場所や搭乗までの待機場所は
指定をされるのでしょうか？
学校の判断で自由に集合場所を決めても良いでしょうか？

A. 現在のところ特に指定はしておりません。
ご利用いただく空港により対応が異なりますので、
お取り扱いの旅行会社を通じて、
日本航空へお問い合わせください。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. ソーシャルディスタンスの観点から荷物を預ける際の
並び方などルールは定められていますか？

A. 特に決められたルールは定めておりませんが、
カウンター、保安検査場、搭乗ゲートなど、お並びの際には
一定度の間隔を空けていただくことをお願いしており、
足形マークやポスター等でご案内をしております。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 空港によって実施状況が異なるようだが、
搭乗前の全員検温は実施するのでしょうか？

A. すべての空港での実施は現在のところ予定はしておりません。
現在、検温を実施している空港はサーモグラフィーによるもので、
1名さまごとの検温は予定しておりません。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

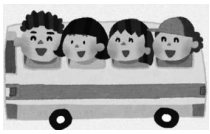

Q. 特別支援学校の生徒でマスクの着用が難しいが、
搭乗することは可能ですか？

A. 特別な理由がある場合にはマスク着用が無くても
ご搭乗は可能です。
可能な限り、ハンカチなどの代替案をご用意ください。
場合によってはスタッフが理由の確認をさせていただく場合が
ありますのでご了承願います。
また、事前に詳細な情報をいただくと当日のご搭乗も
スムーズになりますので、お取り扱いの旅行会社を通じて、
日本航空までご連絡いただけますと幸いです。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

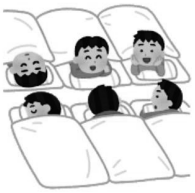

Q. フェイスシールドやマウスシールドを着用する場合は、
マスクは着用しなくても良いでしょうか？

A. フェイスシールドを着用されている場合も、
飛沫防止のためマスクの着用をお願いいたします。
また、マウスシールドを着用されている場合も、
飛沫防止のためマスクの着用に変えていただきたく
ご協力をお願いいたします。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 機内にお弁当を持ち込んで食事を取っても大丈夫ですか？
可能な場合、ゴミの回収はどのように行えば良いでしょうか？

A. お弁当を持ち込んで、食事を取っていただくことは可能です。
その際には、食事時間は出来る限り短くしていただき、
お飲み物もなるべくご自身でお持ち込みいただけますと幸いです。
機内でご提供するお飲み物については、
お1人さま1回までとさせていただきますようお願いします。
ゴミの回収については、降機時にご自身でお持ちになり、
機側で客室乗務員が回収に統一させていただきますので、
ご協力をお願いいたします。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. もし熱がある生徒が出た場合、搭乗拒否となりますか？
また、出発直前に搭乗予定の生徒が学校内で
新型コロナに感染した場合は、
搭乗者全てが濃厚接触者と見なされ搭乗拒否となりますか？

A. 熱があるだけでは搭乗拒否は行っておりません。
しかし、体調が優れない場合、発熱や強いだるさ（倦怠感）、
息苦しさ（呼吸困難）などの症状があるお客さまは
ご搭乗をお控えいただくようお願いをしております。
また、感染者が発生した場合の濃厚接触者の認定は
保健所が行うため、その指示に従って判断をさせていただきます。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. もし、搭乗中に新型コロナの感染疑いが発生した場合は
どう対応するのでしょうか？

A. ご搭乗いただく前にご体調を確認いただいたうえで、
万が一、搭乗中に新型コロナの感染が疑われる症状が
発生した場合には、機内より空港へ連絡し、
空港から保健所へ連絡を実施します。
その後、保健所、病院の指示のもと対応をいたします。
機内では空席があれば、感染疑いのお客さまの
旅客の前後左右1列のお客さまのご移動をお願いします。
満席の場合は、マスク着用を厳格に実施し、
到着空港までの輸送を継続させていただきます。

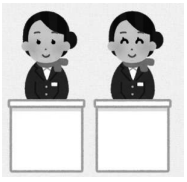

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 機内の座席は生徒どおしの間隔を空けることはできますか？

A. 現状、座席の間隔は空けずに生徒の皆さまにはまとまって
ご搭乗をいただく予定です。
飛沫感染を避けるため、飲食時以外はマスクを着用いただき、
会話はお控えいただくようお願いいたします。
また、ご搭乗時には出来る限り間隔を空けて
ご搭乗をいただきますようお願いいたします。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. これまでに機内で新型コロナウイルス感染症の感染が
特定されたケースはありますか？
また、これまでに新型コロナウイルス感染症に関連して
搭乗を拒否したケースはありますか？

A. これまで機内での感染が特定されたケースはございません。
新型コロナウイルス感染症にかかわらず、
感染症が疑われる発熱や、体調不調のお客さまに
ご搭乗をお控えいただいたことがございます。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

よくあるご質問

Q. 新型コロナの感染により搭乗が出来なくなった場合の取消手数料はかかるのでしょうか？

A. 新型コロナの感染による取消の場合には、取消手数料は頂戴いたしません。詳細はお取り扱いの旅行会社へお問い合わせください。

©Japan Airlines, ALL rights reserved.

生徒の皆さまにとって、大切な修学旅行の実施に向けて、安心・安全の取り組みでお手伝いが出来れば幸いです。

皆さまのご搭乗を心よりお待ち申し上げます。

＜資料6＞ 日本旅行業協会（JATA）の取組

「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」作成

日本旅行業協会（JATA）では、新型コロナウイルスの感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るために政府より、各業界団体に対応ガイドライン作成の要請があり、日本旅行業協会と全国旅行業協会の連名で「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を作成提出。従業員、関係者、そしてお客様の健康と安全を第一にいかに対応するか、政府のガイドラインを踏まえ、カウンターの接客現場や旅行業取扱いの対策にも触れた。交通・宿泊など各業界のガイドラインの公開に合わせて、随時改訂を行っている。２０２１年１１月現在「第３版」まで発行。

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」作成

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（２０２０年５月４日）において、「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点例」等が示され、観光庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン、その他関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会が、公益財団法人全国修学旅行研究協会及び公益財団法人日本修学旅行協会の協力のもと、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成。現状に合わせて随時改訂を行っている。２０２１年１１月現在「第５版」まで発行。

＜掲載資料＞

■ 2020（令和2）年5月14日公表　「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第１版）」＜P152～158＞

■ 2020（令和2）年6月3日公表　「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第１版）」＜P159～165＞

同６月４日付　文部科学省初等中等教育局児童生徒課より各都道府県教育委員会に周知の事務連絡発出。

別添５

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第１版）

一般社団法人 日本旅行業協会（JATA）
一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）

2020 年５月 14 日

１　本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（ 2020 年 5 月 4 日）においては、

「今後、感染拡大 の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の終息までの、旅行業における当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、事業者側の受け入れ体制等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

２　具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討。

・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（旅行会社店舗内の家具・備品類、接客カウンター・テーブル、パンフレットスタンド、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、レジ、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意。

・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、旅行会社店舗内や旅行中に人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価。

３　具体的な感染防止対策

（１）留意すべき基本原則と各場面の共通事項

①留意すべき基本原則

・従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ２ｍを目安に）する。

・感染防止のための来店人数の調整（店頭での旅行販売・相談業務、旅行申し込み手続き時等に密にならないように対応。）

・旅行会社店舗入口及び店舗内の手指の消毒設備の設置

・マスクの着用（従業員及びお客様に対する周知）

・店舗等の換気

・商業施設内の店舗については、各商業施設のガイドランに準じた対策の実施

・店舗内の定期的な消毒

・お客様に旅行時の感染防止対策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を依頼する。

②各場面の共通事項

ア　旅行会社店舗内

・パンフレットスタンドや他人と共用する物品などの頻回に触れる機会を減らす工夫をする。
・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで飛沫接触を防止する。
・お客様や従業員がいつでも使えるようにアルコール等を店舗内に設置。
・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

イ　旅行中

・　お客様、旅行サービス提供事業者従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
・　旅行業者が手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。
・　企画旅行においては、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。

4　従業員等向けの対策

（１）健康管理

・　従業員等に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とすること。また、勤務中に具合が悪くなった従業員も、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。
・　添乗業務等、事業所を離れて業務を行う従業員・派遣社員等の健康管理に特に留意し、万一添乗中の従業員等が体調不良となった場合の対応を予め準備すること。
・　発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認すること。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示すること。
・　体調不良の場合の自宅待機が当該従業員の負担や経済的な損失につながることのないよう、就業規則等の社内規程・運用において配慮すること。

（２）通勤

・　在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等、人との交わりを低減する取組については、最低７割、極力８割という接触削減の目標の達成に向けて、①オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を７割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの取組みを説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進について積極的に活用すること。
・　公共交通機関を利用する従業員等には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底すること。

（３）勤務

・　従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがいを徹底すること。また、手指消毒液を配置すること。
・　従業員等が、できる限り２メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行うこと。
・　従業員等に対し、勤務中のマスク等の装着を促すこと。特に、複数名による打ち

合わせなど近距離、接触が不可避な場合には、これを徹底すること。
- 朝礼などは、小グループにて行う、伝達内容をモバイル端末等で伝えるなど、大人数が一度に集まらないようにすること。その他、ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制すること。
- 店舗における旅行販売・相談等、お客様と近接して会話することが必要な業務についても、電話・オンライン販売への誘導、デジタルパンフレットによる事前案内、来店を要する旅行契約手続き等の簡素化等、お客様との直接接触機会を極力低減するよう業務の見直しを行うこと。
- 法人等への営業活動についても、可能な限り通信手段を利用した非対面の営業を工夫し、商談時や移動時の感染リスクを低減すること。
- 添乗やあっせん業務等、事業所外での業務を行うときは、お客様およびサービス提供事業者の従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを前提に、従業員の感染防止行動を徹底すること。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる機会を減らす工夫をすること。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

（４）休憩・休息
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても２メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、３つの密を防ぐことを徹底すること。
- 休憩室等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、２メートル以上の距離を確保するよう努めること。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにすること。
- 休憩室等に設置されているテーブル、いす、自動販売機、給湯機等は、アルコール等による清拭消毒を頻繁に行うこと。

（５）設備・器具
- 業務中に従業員等が触れる機器について､従業員等が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行うこと。
- 洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話・コールセンターレシーバー、予約端末のキーボード・タッチペン、タブレット、タッチパネル、手すり、エレベーターのボタンなどの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行うこと。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いやうがいを徹底すること。
- 建物全体や個別の業務スペースの換気に努めること。

（６）従業員等の意識向上
- 従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす１０のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うこと。

・　新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

５　お客様向けの対策

（１）来店時

・　感染防止のため、電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みなど非来店での旅行取引をお勧めする。
・　来店での旅行相談、旅行申し込み等を希望されるお客様には、集中防止のため事前の来店予約を依頼する。
・　入口および店舗内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
・　入店の際に手指の消毒を依頼する
・　店舗内では、マスクの着用を依頼する。

（２）相談・申し込みカウンター

①相談・申し込み待ち時

・ 事前の来店予約を促進し、店舗内での待ち時間を可能な限り短くする。
・ 間隔を空けた待ち位置の表示　等

②相談・申し込み中

・　カウンターにアクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどを設置し、旅行販売スタッフとお客様の間での飛沫感染を防止する。

③申込書等の記入時

・記入台、筆記具等の頻繁な清拭消毒　等

④旅行代金の支払い、クーポン類の引き渡し

・　旅行代金の支払いは、振込やカード決済等、非来店・キャッシュレスを促進する。
・　後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、または郵送等により、非来店の促進を図る。

（３）店舗内清掃

・　アルコール溶液や市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤溶液を用いて清掃する。
・　通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、カウンター、申し込み台、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く。
・　手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

（４）店舗内トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

・　便器内は、通常の清掃で良い。
・　不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
・　トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
・　ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
・　ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
・　常時換気をオンにしておくなど換気に留意

６　旅行業務取扱上における対策

（１）単品（交通・宿泊など）（手配旅行）

・ 手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っている事業者であることを確認するよう、お客様に案内する。

・ 手配する交通機関・宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかをお客様が認識して選定できるよう、必要に応じて情報提供などに配慮する。

（２）フリープラン、ダイナミックパッケージ（宿泊のみの募集型企画旅行を含む）（募集型企画旅行）

・ 募集型企画旅行において手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。

（３）団体旅行（日帰りバスツアーを含む）（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

①旅行の企画

・ 感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意

・ 旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認する。

②企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

・ 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。

③旅行実施判断（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部　第 17、18 条関係）

・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施を中止する。

・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行を中止し出発地に引き返す。

④旅行実施に関する助言（手配旅行）

・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。

・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の継続の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する。

⑤三密リスクを下げる旅程管理

ア　交通機関

・ 旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

イ　宿泊

・ 宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

ウ　観光

・ 観光地では、団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないよう、ガイドレシーバーを利用したガイディング等を行う

・ 観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

エ　食事

- 食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。
- その他の場所での食事においても、食事中の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、距離の確保に留意。
- 食事施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることに留意（従業員からの料理説明を説明メモに変更するなど）
- 人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にするなどして、食事中の感染リスクを低減する。

⑥添乗員が付かない場合は、旅行サービス提供事業者と協力して旅程管理を行う。

⑦お客様の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理

- 出発前にお客様の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈しているお客様には、旅行参加を遠慮していただく。
- 旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団し、他のお客様への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。
- 体調不良となり離団したお客様が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるよう準備する。
- 旅行中、要所要所での手洗い・うがいができるよう、適切な休憩場所等を選択する。
- 旅行中、お客様にはマスクの着用を要請する　等

●イベント・コンベンション

・イベント・コンベンション業界の安全対策に準じること。

旅行関連業における
新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく
国内修学旅行の手引き（第１版）

一般社団法人　日本旅行業協会

【協力】

公益財団法人　日本修学旅行協会

公益財団法人　全国修学旅行研究協会

2020 年 6 月 3 日

1.はじめに

修学旅行は単なる観光旅行ではなく、文部科学省の学習指導要領に於いて特別活動のひとつとして位置づけられ、諸外国にも類例のない教育活動です。

その教育的意義は大きく、学校生活に於ける諸活動の中でも参加する児童・生徒の皆様にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動です。

修学旅行実施において「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実現していくため、旅行業に従事する旅行会社の総意を結集し、「国内修学旅行の手引き」を策定致しました。

私どもは、各種ガイドラインに基づいた「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染防止策の実施に努め、学校、児童・生徒様、教職員の皆様、そして保護者の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行います。

2.「国内修学旅行の手引き」について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年５月４日）において、「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等が示されました。観光庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会が公益財団法人日本修学旅行協会及び公益財団法人全国修学旅行研究協会の協力のもと、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成致しました。なお、新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、各関連施設の受入体制等を踏まえて、この手引きは随時見直しをさせて頂きます。

3.具体的な対策にあたっての考え方（3 項目）

（1）主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討致しました。

（2）飛沫感染は、換気の状況を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を評価致しました。

（3）接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じます。

４.具体的な感染防止対策

・団体行動中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合によりお互いの会話を控えて頂く等の留意をして頂きます。

・消毒設備の設置・整備等を事前に各所に依頼し、手洗いや消毒の頻度を定期的・計画的に増やします。

・食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行して頂きます。

（気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外して頂く場合があります。）

・輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼致します。

また、利用する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止策をとっている事業者に限定致します。

５.営業担当者、添乗員向けの対策

・事前の打ち合わせ、営業活動においては、可能な限り通信手段を利用した非対面の形式等を採用し、商談時や移動時の感染リスクを軽減させるように努力致します。

・事前、並びに業務中の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある添乗員による添乗勤務は行いません

・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、その添乗員は添乗業務を行いません。

・万一添乗中の添乗員が体調不良となった場合は、速やかに団体から離脱させ、代替要員を手配致します。

・添乗員は予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を用意いたします。

６.お客様（児童・生徒様、教職員の皆様、その他の同行関係者）向けの対策

・児童・生徒様に旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）の事前指導を実施頂き、対策の実行と理解・協力をお願い致します。

・同居のご家族も含め、児童・生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。

・国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断を頂きます。

・出発前に児童・生徒様の体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくことを推奨します。

・旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮をお願い致します。

・旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1 日 1 枚)として、共用はしないようにご指導頂くことを推奨します。

・児童・生徒様につきましては食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握して頂き、主治医の見解を保護者様へ確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討願います。

７.旅行行程、運営業務上の対策

・旅程上のサービス提供事業者に対して、従業員の体調管理、設備の事前・定期的な消毒の実施、可能な範囲の消毒設備の設置、機能を最大限活用した換気の徹底を依頼致します。又、体調不良や濃厚接触の疑いのある従業員によるサービス提供はお断り致します。

・サービス提供事業者に対して、従業員の感染防止に対する指導の徹底を依頼致します。

・旅行開始前・開始後の感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、旅行を中止し、出発地に引き返す等の措置を取らせて頂きます。

・手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、引率の先生方の協力のもとスケジュール調整等を行います。

・感染症対策専門家会議で策定された、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声、という 3 つの条件が同時に重ならないように注意することが感染予防には重要とされています。旅行

行程中におきましては、この 3 つの条件が同時に重ならぬよう、換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、旅行を運営致します。

8.集合場所について

・可能な限り、開放した広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保して頂きます。又、クラス単位等の点呼、短時間での注意指導等も併せてご検討・実施して頂きます。※解散の場面も同様にて

9.輸送機関利用上の対策

・各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、乗務員・従業員の指導・管理徹底等）

・各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用した前提でお一人様につき 1 席ずつの座席確保で対応することと致します。

・乗車時には、必要最小限の出来るだけ会話を少なくする等、児童・生徒様には感染症予防のための行動にご協力頂きます。

・乗務員・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くよう要請致します。

・乗務員・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行います。

・乗務員・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼致します。

・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

【参考】各輸送機関における完全換気に必要な時間（具体的な実証実験による）

・貸切バス:バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　5～6 分　常時作動
（バス製造会社ホームページより）

・新幹線:車両内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　6～8 分　常時作動
（JR 各社ホームページより）

・航空機:機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　2～3 分　常時作動
（航空会社各社ホームページより）

10.宿泊施設利用上の対策

・各宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）

・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように要請致します。

・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行います。
・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代わりの従業員を業務に就かせるよう要請致します。
・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本として頂きます。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
・館内の設備・売店等を利用するに当り、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底して頂きます。（場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む）
・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに情報共有して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。
・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

１１.食事施設利用上の対策
・各食事施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓やドア開放による換気、施設等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本として頂きます。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
・館内の設備・売店・トイレ等を利用するに当り、事前に可能な範囲で「密」を避ける工夫を徹底して頂きます。
・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように依頼致します。
・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼致します。
・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し・代わりの従業員を業務に就かせるよう要請致します。
・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに報告して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。
・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

１２.入場観覧施設利用上の対策
・各入場観覧施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的

な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように依頼致します。
・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼致し、補助致します。
・施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じて頂くように依頼致します。

１３.体験学習プログラム等運営上の対策
・各体験活動施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）

１４.その他
・学校作成の保護者からの参加同意書
「国内修学旅行の手引き」に沿った修学旅行への参加についてご了解頂くために、保護者に対して学校作成の同意書への記入と提出をご依頼ください。
・旅行時持参物の内容の配慮について
・マスク（1 日 1 枚、手作りマスク等で結構です）
・体温計　・ハンカチ（1 日 1 枚:手洗い後に個人で使用）・ティッシュ
・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等　・利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参するよう推奨します。
・班別、グループ行動中の注意事項
班別、グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意して頂き、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的に実施して頂くことを推奨します。並びに、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録して頂きます。【感染範囲の特定の為】
・旅行実施中の発症者発生時の対応について
速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行います。管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行います。また、それらの関係者の意見を参考に、学校側と事後の行程に関する検討を行います。※学校を通して保護者にも同時進行にて状況連絡を行います。
・民泊体験活動のガイドライン・ルール等
各民泊組織が作成するガイドライン又はルールに従って、感染症予防の観点に即した、安全で適切な体験・交流プログラム、農山漁村生活体験等を実施して頂きます。
・旅行終了後の健康観察
参加者ご本人や同居のご家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（目安として 2 週間程度）行うようにお願い致します。

１５.修学旅行以外の学校行事について

・修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事（宿泊研修、ホームルーム合宿、林間学校、臨海学校等）、並びに遠足（校外学習）や職場体験学習、芸術鑑賞教室等、宿泊を伴わない校外での学校行事におかれましても本手引きの内容と方針に従った旅行手配・運営のお手伝いをさせて頂きます。全ての学校にとりまして、安心・安全でより学習効果の高い学校行事が実現できるよう、最大限の努力と支援を行います。

【出典】

・新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン・令和２年３月 24 日（文部科学省）
・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校等における教育活動の再開に関する Q&A・令和２年５月２１日（文部科学省）
・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）
・鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）
・バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本バス協会）
・貸切バス（作成中）
・航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（定期航空協会、日本空港ﾋﾞﾙ事業者協会）
・旅客船事業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（日本旅客船協会）
・ハイヤー・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（全国ハイヤー・タクシー連合会）
・ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（日本ホテル協会）
・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）
・外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策（日本フードサービス協会）
・全日本空輸株式会社　ホームページ https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200502
・日本航空株式会社　ホームページ
https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200124/index.html
・東日本旅客鉄道株式会社　ホームページ
https://www.jreast.co.jp/ass/pdf/20200407.pdf
・東海旅客鉄道株式会社　ホームページ
https://jr-central.co.jp/notice/detail/_pdf/000040501.pdf
・日野自動車ホームページ
https://www.hino.co.jp/corp/news/2020/20200417-002601.html
・三菱ふそうホームページ
https://www.mitsubishi-fuso.com/oa/jp/information/COVID-19_measure_sightseeing_bus/index.html

第１版　2020 年６月３日
一部修正　2020 年６月４日